

(1) 平成26年第2回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第79号	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について	可決 (賛成多数)
議案第84号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	可決 (賛成多数)

議案審査：6月13日（金）総務委員会

◆議案第79号

《主な質疑・答弁等》

●消費税増税及び賃金の増額分に関わる経費について（宮原委員）

○契約金額は様々な経費が混在して積算されているため、消費税の増額分の算出には詳細な積算が求められ、直ちに示すことは困難である。また、賃金についても増額分を算出することは困難である。（稲本担当課長）

●元請業者から労働者へ支払われる労務費の増額分について（宮原委員）

○労働者の賃金は、当初契約時に作業報酬下限額が算定され、業務完了まで適用されることとなっている。労務費の増額分は、適正に労働者へ支払われるべきであるため、元請業者には適正な支払いを行うよう指導している。（稲本担当課長）

●今後の契約変更の可能性について（宮原委員）

○今回の契約変更は賃金や物価水準の変動による「全体スライド」といわれる請負金額の変更であるが、平成26年2月に国から「インフレスライド条項」の適用が可能になるとの通知があり、本件の工事も対象となることから、今後も契約変更の可能性はあると考えている。

（稲本担当課長）

《意見》

●義務教育である公立中学校に中高一貫校を導入することは反対であり、その工事の変更契約である本議案については賛成できない。（宮原委員）

《審査結果》

賛成多数原案可決

◆議案第84号

《主な質疑・答弁等》

なし

《意見》

●契約締結時から、PFI事業の導入と習熟度別学習の教育の実施方法には反対しており、その工事の変更契約である本議案については賛成できない。（宮原委員）

《審査結果》

賛成多数原案可決

(2) 平成26年第2回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	廣田議員	中学校完全給食について	4
			教育再生について	6
			英語教育について	7
			伝統文化や歴史について	7
			道徳について	8
			教育の政治的中立性について	8
			土曜授業について	9
			教員の不祥事防止対策について	9
			新しい教育プランについて	10
			児童虐待対策について	10
			人権尊重教育について	11
			公明党	河野議員
	地域の寺子屋事業について	13		
	全国学力・学習状況調査について	14		
	がん教育について	14		
	中学校完全給食について	15		
	学校司書について	16		
	新川崎地区新設小学校について	17		
	民主党	露木議員	所在不明児童・生徒について	19
			中学校完全給食について	20
			児童支援コーディネーターについて	21
			地域の寺子屋事業について	22
			黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	23
	共産党	井口議員	地方教育行政改正法案について	25
			中学校給食について	25
	みんなの党 ・無所属	添田議員	市立高校における歴史学習について	27
教育委員会会議について			27	

	会 派	議員名	内 容	頁
一 般 質 問	自民党	吉沢議員	少子化対策と女性の活躍について	30
		尾作議員	学校用地内調整池について	43
		松原議員	道徳教育について	44
			教科書採択について	45
	公明党	田村議員	音楽のまち・かわさきについて	29
		吉岡議員	コミュニティスクールの推進について	33
		沼沢議員	学力テストの結果活用と目標値の設定について	38
			給食費の公会計化について	39
			今夏のプール開放について	40
		河野議員	夜間学級について	46
		後藤議員	資産マネジメントについて	50
	民主党	岩隈議員	英語教育について	41
		織田議員	水泳指導とプール未設置校の対応について	47
	共産党	石川議員	宮前区の交通安全対策について	31
		斉藤議員	市指定文化財について	36
		井口議員	市民館の講座の充実について	49
			学校施設開放有効活用事業について	49
	みんなの党 ・無所属	松川議員	小学校給食の調理委託について	29
		小川議員	教育改革について	31
	無所属	猪股議員	アスベスト対策について	30
為谷議員		多摩川スピードウェイ跡地について	37	
		地方自治の理解促進の取組について	38	

■ 代表質問（6月11日）自民党 ■

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- 地産地消の給食への活用による食育は、川崎の農産物を知ってもらう意味でも大変有意義だと考えますが、見解について伺います。
- JAセシサ川崎などとの話は進んでいるのか伺います。
- 給食費の未払い者への対応はどう扱っていくのか伺います。
- 横浜市の高校附属中学校では学食を利用しているが、本市の中高一貫校ではどのように対応しているのか伺います。
- 現段階でどの手法がふさわしいと考えているのか
- 北九州市では自校方式の約1/6の予算で親子方式が実施できたとあります。本市の試算は差をあまり感じない試算であります。その理由と本市との違いを伺います。
- 小学校の炊飯機能を活用すれば経費削減も図れるものであります。見解を伺います。

◎答弁

はじめに、地産地消についてでございますが、地場産物等の給食への活用は、子どもたちが地域や食文化に対する理解・関心を深めることができるなど、効果的な食育が推進できるものと考えておりますので、市内産・県内産の食材の使用等による食育の推進について、引き続き検討してまいります。

また、食育推進事業における事業者との連携につきましても、中学校完全給食の実施までの間に引き続き協議・検討してまいります。

次に、給食費の未納対策につきましては、大変重要な課題と認識しているところでございます。給食費の未納を防止するためには、保護者の学校給食制度への理解を一層深めることが重要であると考えておりますので、中学校完全給食実施に向けて、未納の発生しにくい仕組みづくりについて、他都市の事例も参考にしながら検討してまいります。

次に、川崎高等学校附属中学校における昼食につきましては、現在家庭からの弁当を基本としたミルク給食を実施しており、希望者に対しては、ランチサービスを実施しているところでございまして、その給食費等の取扱いにつきましては、他の市立中学校と同様でございます。

次に、中学校完全給食の実施手法につきましては、各学校の敷地内に調理場を設置し、自校分の給食を調理する「自校方式」、自校内に調理場を持つ学校が調理場を持たない学校の分の給食も調理し配送する「親子方式」、市が市有地等に大規模な調理場を設置し、複数の学校へ給食を配送する「センター方式」、民間事業者が調理場を所有し、市が調理業務等を委託し、食缶又は弁当箱により複数の学校へ給食を配送する「民設民営方式」の4つの方式がございまして、

中学校完全給食の実施につきましては、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、安全・安心で温かい給食の平成28年度全校実施を目指し、現在、実施方針（素案）策定に向けた取組を進めております。

これらの取組状況を踏まえ、今後の検討の方向性を、本年5月27日の教育委員会定例会におきまして「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ」として報告させていただいたところでございます。

「中間取りまとめ」では、生徒数の推計に基づく食数約3万食という規模、本市特有の細長い

地形等を考慮し、市内を複数のエリアに分けた上で、センター方式または民設民営方式による完全給食を実施することを基本として検討することとしております。

自校方式または親子方式による完全給食の実施には、多くの学校で運動場に調理施設を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きいため、現時点においては困難な状況ではございますが、個別の学校における可能性については引き続き検討することとしております。

引き続き、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討の上、本年9月には、「中学校完全給食実施方針（素案）」として、お示ししてまいります。

次に、中学校完全給食の実施手法ごとの事業費用の試算についてでございますが、小中合築校を除く中学校 50 校において、新たに喫食数に応じた調理場を設置した場合の初期投資費用は、総延べ床面積約 18,000 m²の調理場の建設工事費、及び配膳室の整備工事費等といたしまして約 100 億円、厨房機器、食器等の備品類の購入費といたしまして約 50 億円、これらを合計し、約 150 億円と試算したところでございます。

親子方式につきましては、中学校 22 校に 1,500 食規模の調理場を設置し、他の 28 校へ配送した場合を想定したものでございまして、その初期投資費用は、調理場の建設工事費及び配膳室の整備工事費等総延べ床面積約 17,000 m²を整備する費用といたしまして約 93 億円、配送車両、厨房機器、食器等の備品類の購入費といたしまして約 47 億円、これらを合計し、約 140 億円と試算したところでございます。

次に、北九州市との違いについてでございますが、北九州市では、児童生徒数の大幅な減少に伴い、小学校におきましては、既存調理室で一部の厨房機器を更新すること等により、中学校給食分を調理する稼働能力を確保し、一方、中学校におきましては、複数ある余裕教室を配膳室として活用することなどにより、小学校から中学校へ配送する小中親子方式での中学校完全給食を実施したものと伺っております。本市では児童生徒数が増加傾向にあり、多くの小学校が狭あいとなっている状況から、中学校間の親子方式を想定したもので、北九州市とは異なる整備内容で検討したものでございます。

次に、小学校の炊飯器などの厨房機器の活用につきましては、機器の能力に余力がある場合でも、各小学校におきまして、作業上適切かつ衛生管理可能な、十分なスペースの確保や間仕切りの設置、厨房機器の能力、配送に係る荷捌きスペースやトラックヤードの確保などの課題がございまして、個別の学校における可能性につきましては、引き続き検討してまいります。

◎再質問

- ・自校方式や親子方式において、LPガスをはじめ、複数熱源化を導入する事により、災害時に避難所の炊き出しが早期に開設できると考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

現在、教育委員会では、学校施設における防災機能向上の観点から、都市ガスのみを利用して市立学校 120 校を対象といたしまして、プロパンガス設備を併設する、いわゆる「複数熱源化」を推進しております。

昨年度、各区 1 校でモデル事業を兼ねた整備を行い、今年度は 14 校での実施を予定しており、今後、概ね 4 年間で整備できるよう、関係局と協議してまいりたいと考えております。

また、中学校給食導入に伴う調理場の災害時における活用につきましては、ライフラインの確保を含め、調理場への被害がない場合には、学校運営が再開されるまでの間の避難住民への食事

の提供も考えられますので、関係部署とも調整し、検討してまいりたいと考えております。

◆ 教育再生について

◎質問

- ・第2次安倍内閣の打ち出した「教育再生」を受け、文部科学省は改革を進めるための計画を公表しましたが、市長の率直な感想と評価について伺います。

◎答弁（市長）

国家の礎が人材育成にあることは、言うまでもなく、私も本議会や様々な場を通じて教育の重要性を訴えてまいりました。

ご質問の中でもありました通り、政府は、経済と教育の再生ということで様々な議論が教育再生会議の場でなされ、これまでも教育委員会制度改革やいじめ問題への対応、さらには小中一貫校の制度化の検討や大学改革など意欲的な提言をされています。

特に、教育委員会制度の提言の中では、「国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナショナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする」との記述もあり、私としては大変強い関心を持って注目しているところです。

私どもが特に深く関係する初等中等教育は、教育段階でも最も重要であるという認識に立って、これまで以上に教育環境の整備に全力をあげて取り組んでまいりたいと存じます。

◎再質問

- ・改めて教育環境の整備に対する市長の覚悟について伺います。
- ・文部科学省の学校図書館整備施策では、1週間あたり30時間の職員を概ね2校に1名程度配置するとされておりますが、本市の学校司書の現状について伺います。
- ・平成24年請願第43号「川崎市立小中学校の学校図書館に学校司書の配置を目指す請願」が趣旨採択されておりますが、学校司書の配置についてのこれまでの取り組みについて、伺います。

◎答弁（市長）

私たちの未来を担う子どもたちが受ける学校教育の中で、最初に他者との関わり方や基礎学力を身につける初等中等教育は最も重要であると考えております。

子どもたちが最低限学ばなければならない教育内容を取りこぼすことがない様に教育環境を整えていくことが私たちの責任だと考えております。こうした認識に立って教育環境の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

◎答弁

本市の学校図書館には、学校図書館全体計画を立案する司書教諭や図書担当教諭がおり、学校図書館コーディネーターや図書ボランティアと相互に連携することにより、読書活動の推進を図っているところでございます。

学校司書の配置に要する経費は、国が算定している、地方財政全体の収支見込みである「地方財政計画」において平成24年度から位置付けられたところでございますが、本市におきましては、以前から巡回型の学校司書である学校図書館コーディネーターを配置することによ

りまして、すべての小中学校の読書活動の充実に向け、取り組んでいるところでございます。

学校図書館コーディネーターの配置につきましては、平成15年度に各区1名、平成17年度に各区2名、平成21年度に各区3名体制とし、学校図書館の充実に努めているところでございます。

今後も、学校図書館の活性化に向け、検討してまいりたいと考えているところでございます。

◎再々質問

- ・文科省の施策を踏まえ本市の図書館機能の向上を図るために、次期教育プランに学校司書配置計画を盛り込むべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

国の動向を踏まえながら、学校図書館の機能がさらに向上するために、巡回型の学校司書である学校図書館コーディネーターの在り方を含めて、次期教育プランの課題として検討してまいりたいと考えております。

◆ 英語教育について

◎質 問

- ・東京オリンピック、パラリンピックに合わせ、小学校高学年に「英語」を導入し、中学校では外国語活動が始まるようですが、今後の取り組み予定について伺います。

◎答 弁

国文部科学省では2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を昨年12月に公表したところでございます。

現在、文部科学省では有識者会議を設置し、その具現化について検討し、本年秋頃までに審議のとりまとめが示される予定と伺っております。本市といたしましては、こうした国の動向を見ながら、新しい英語教育への対応に努めてまいりたいと考えております。

また、本年度より、その計画に基づいた体制整備が開始され、指導体制の強化として英語教育推進リーダー養成研修が行われております。本市からも小学校2名、中学校2名、高等学校1名が国の中央研修に参加するとともに、研修終了後は、本市における推進リーダーとして小・中・高等学校各校1名参加の必修研修を実施する予定でございます。本市では、これまでも英語指導力の向上に取り組んでまいりましたが、今後もこうした研修を十分に活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◆ 伝統文化や歴史について

◎質 問

- ・英語教育も重要ですが、伝統文化や歴史を重視する教育の充実も重要と考えます。見解を伺います。

◎答 弁

伝統文化や歴史を重視した教育の充実につきましては、教育基本法において「伝統と文化

を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されており、これまでも教育活動全体を通して取り組んでまいりました。

国際社会で活躍する人材を育成するために、グローバル化社会の中で我が国や郷土の伝統や文化について理解を深め、尊重する態度を養うことは重要であると考えておりますので、各学校において、伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

◆ 道徳について

◎質問

- ・道徳については特別な教科として新たに位置づけられました。どのような授業内容が想定されているのか伺います。
- ・本市ではそれに対する、十分な対応が実施されているのか伺います。

◎答弁

平成 25 年 12 月の「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告には、道徳教育の一層の充実を図るため、道徳の時間の新たな位置づけや改善のあり方について提言していく旨が示されたところでございます。

道徳教育の内容といたしましては、「いじめの防止や生命の尊重、困難に屈しない心、自律心、家族や集団の一員としての自覚、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方など、児童生徒の現状を踏まえ、今後の社会において特に重要と考えられる内容の示し方について特に留意する必要があること」が示されており、現在、中央教育審議会の道徳教育専門部会において、検討されているところでございます。

本市におきましては、これまでも道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画の作成、児童生徒の発達の段階に応じた指導方法の確立等に取り組んでおりますが、新たに示される内容につきましても適切に対応してまいりたいと考えております。

◆ 教育の政治的中立性について

◎質問

- ・教育委員会の役割や権限などについては、中教審が答申を出し教育委員会制度は転換点を迎えております。政治的中立性についての市長の考えを伺います。

◎答弁（市長）

教育は、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える営みであり、中立公正でなければならないと考えております。

このたびの教育委員会制度改革では、教育委員会に関する課題が一定程度整理されたと思っておりますが、教育行政におきましては、政治的中立性が運用面で確保される必要があると考えております。

◆ 土曜授業について

◎質問

- ・文科省では、平成 26 年度から自治体の判断で土曜授業を行えるよう省令を改正しました。本市としては、土曜授業を増やすのか現状を維持する考えなのか伺います。
- ・「地域の寺子屋」事業で月 1 回実施予定の土曜授業との関連性について伺います。

◎答弁

はじめに、土曜授業についての考え方でございますが、主に授業時間数の確保、児童生徒の土曜日の過ごし方の二極化、平日の過密時程の分散化の3つの視点で議論がなされているものと認識しております。

本市におきましては、平成 23 年度から、各校種の校長会代表、保護者代表、教職員代表、及び、教育委員会関係職員を委員として構成する「川崎市学校運営研究会議」を設置し、土曜授業のあり方につきまして、各委員から様々な御意見をいただいているところでございます。

こうした御意見をふまえ、児童生徒の土曜日の過ごし方の実態をさらに調査する準備をすすめているところでございます。今後、調査結果を踏まえ、川崎の児童生徒の実態にあった土曜日の教育活動のあり方について検討してまいりたいと存じます。

次に、地域の寺子屋事業と土曜授業との関連性についてでございますが、文部科学省が推進する「土曜日の教育活動推進プラン」におきましては、土曜日の教育活動について、教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」、学校が主体で教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」、教育委員会など学校以外の者が主体となって希望者に対して学習等の機会を提供する「土曜学習」の三つの形態に整理しておりまして、寺子屋事業は、「土曜学習」に位置づくものでございます。

◆ 教員の不祥事防止対策について

◎質問

- ・残念なことに本市では、教員による不祥事が後を絶ちません。教員に求められる具体的な資質の向上や規範意識、法令の遵守は不可欠であります。懲戒処分や分限処分の見直しを含めた今後の対応について伺います。

◎答弁

教育公務員は、児童生徒の教育活動に直接携わることから、一般の公務員よりも一段高い規範意識、倫理観が求められます。そのため、教育委員会では、初任者研修や年次研修など様々な機会を捉えて指導を行ってまいりましたが、今回の不祥事が発生したことに至っては、指導が十分に浸透していなかったと認識しており、大変申し訳なく思っております。

とりわけ、今回発生した事案は臨時的任用教員、非常勤講師が当事者となったことから、今後は一般の教職員はもとより、任用期限のある教職員に対しましても、服務研修や職場内における指導の充実を図り、一人ひとりが教育公務員としての職責の重さを十分認識し、自らの行動を律するよう意識の啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、不祥事を起こした教職員の処分につきましては、「教育委員会処分量定の標準」、及び、市民の負託に基づく高潔性と信頼性を基本とする教職員の特殊性に鑑みて制定した「教職員の懲戒処分の特例に関する要綱」に基づき、過去の類似事案や他都市の類似事案等も勘案しながら、総合的に量定の判断を行っているところでございますが、市民の皆様の負託に応え、教育公務員

としての責任を自覚するにふさわしいものとなるよう、引き続き、厳正に対処してまいりたいと考えております。

◆ 新しい教育プランについて

◎質問

- ・教育プランを策定するにあたり、現状の教育課題を踏まえ改善・改革が必要となるテーマは何であると考えなのか伺います。

◎答弁

これまで教育委員会では、平成 17 年に策定した「かわさき教育プラン」に基づき、確かな学力の育成、いじめ・不登校への対応、安全で快適な教育環境の整備など、様々な教育施策を推進してまいりましたが、プラン策定後も、少子高齢化やグローバル化の進展、東日本大震災の影響など、教育をめぐる社会状況は激しく変化を続けております。

また、子どもたちの状況を見ましても、将来への不安を抱えた子どもや、家庭環境の問題等様々な教育的ニーズを抱えている子どもが多く見られ、適切な支援等に継続して取り組んでいくことの大切さを強く感じているところでございます。

このような現状を踏まえますと、今後の教育のあり方といたしましては、誰もが夢や希望を抱き、生きがいのある人生を送ることができることを願い、教育の力でその礎を築いていくことが大切であると考えられます。

そして、そのために必要となるのは、「いかに社会が変化しようとその変化に対応し、自立した個人として生きていく力」を、一人ひとりが確実に身に付けること、そして、社会の持続的な発展のためにも、「自立した個人が互いの強みを活かしながら、協働して生きがいのある社会を自ら創り出していく意識」を持つことが大切であると考えております。

今年度策定しております新しい教育プランにおきましては、基本理念に「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、また基本目標としては、「自主・自立」「共生・協働」を掲げ、「一人ひとりに、社会的自立に必要な能力・態度を培うこと」、そして「個人が社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会を目指して、共生・協働の精神を育むこと」を目指してまいりたいと考えております。

◆ 児童虐待対策について

◎質問

- ・小学校入学前の児童が、入学式に来なかった場合における、その後の教育委員会としての対策について伺います。

◎答弁

入学式に来なかった児童への、教育委員会としての対策につきましては、学校が、電話や手紙、あるいは家庭訪問等の手段を用いても、入学予定者である児童の保護者と連絡を取ることができない場合には、各区役所に配置しております区・教育担当に報告し、区役所の区民課や児童家庭課等と連携し、児童の置かれている状況の確認に努めております。

そのうえでなお、居住実態の把握が困難な場合には、平成 25 年 3 月 1 日付けの文部科学省の

通知において、東京入国管理局への出帰国記録照会のための手続きが示されましたので、教育委員会におきましても積極的に活用しているところでございます。

しかしながら、照会をしても出国の確認が取れなかった児童につきましては、区・教育担当を通じまして、要保護児童対策地域協議会に情報を提供し、学校や区役所、児童相談所、民生委員・児童委員、警察署といった関係諸機関と連携体制を組み、子どもの安全を最優先に考慮しつつ、1つ1つの事例に対し取り組むこととしております。

◆ 人権尊重教育について

◎質 問

- ・これまで人権尊重教育に積極的に取り組んでおり、他者を大事にし、共に生きる力の育成を目指した施策の推進についての成果について伺います。

◎答 弁

本市におきましては、「川崎市子どもの権利に関する条例」の理念を、教育活動の基盤に位置づけるとともに、人権尊重教育の取組の一環として、子どもたち一人ひとりが違いを認め合い、自己肯定感を高め、他者を大切にする教育活動を進めてまいりました。

また、条例の理念に基づき、不登校の子ども居場所づくりの推進や、子どもの相談窓口の機能の充実を図るなど、子どもを取り巻く環境の改善におきましても、一定の成果が得られたものと考えております。

今後も、自らを大切にするとともに、他者を大切にする精神や態度を培う人権尊重教育の推進に努めてまいります。

■ 代表質問（6月11日）公明党 ■

◆ 学校施設長期保全計画について

◎質問

- ・「国からの公共施設等総合管理計画策定指針が示された後、学校施設長期保全計画の見直しの必要性について検討する」との事でした。集約した「学校カルテ」の分析状況と、それを受けての保全計画の見直しと今後の取り組みを伺います。
- ・学校トイレ快適化への取り組みについては、「個別の重要課題として推進してまいりたい」との答弁でした。その後の取り組みを伺います。
- ・吊り下げ式照明が設置されている90校についての落下防止策、窓ガラスの飛散防止対策の必要な学校へのその後の対策、エレベータ未設置校への設置と全校設置目標についても伺います。
- ・長期保全計画に於いて、計画の進捗状況等についての評価の実施について伺います。

◎答弁

本計画は、平成24年度に全ての市立学校を対象として学校施設評価を実施した上で学校カルテを作成し、ライフサイクルコストの算定や評価結果の分析を反映して、本年3月に策定したものでございます。

また、本年4月に、総務省より「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、その策定にあたっての指針が通知されたところでございますが、「学校施設長期保全計画」は、指針の内容を満たしていることから、「公共施設等総合管理計画の個別施設計画」に相当するものと考えております。

なお、個別施設計画の策定における技術的助言が、今後、所管省庁より通知されると伺っておりますので、学校施設長期保全計画の見直しの必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校トイレの快適化についてでございますが、教育委員会では、学校施設長期保全計画に基づき、概ね10年間を第1期取組期間として、老朽化の著しい85校を対象に、今年度から施設の長寿命化や環境対策を行う「再生整備事業」に着手いたします。この再生整備では、学校内の全てのトイレを改修することとし、既に一部を快適化改修済みの学校につきましても、未改修のトイレを改修してまいります。

また、「再生整備事業」とともに、今年度7校の改修を予定している「学校トイレ快適化事業」につきましても、個別の重要課題として今後も引き続き推進することで、全ての学校のトイレ快適化の早期実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教室に吊り下げ式照明が設置されている90校に対する落下防止対策につきましては、今後、直近で再生整備での照明の更新が見込まれる学校を除き、5年程度での完了を目指して関係局と引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、窓ガラスの飛散防止対策事業といたしまして、現在、当面の安全対策として35校を対象に校舎窓ガラスに飛散防止フィルムの貼付を進めており、今年度の11校をもって3年計画が完了する予定でございます。今後につきましては、5年程度の間再生整備でのサッシ改修の対象とならない学校のうち、既に強化ガラスとなっている学校を除き、飛散防止フィルムの貼付を進めてまいりたいと考えております。

次に、エレベータにつきましては、これまで改築や大規模改修時などにおいて設置するととも

に、「エレベータ等整備事業」により既存校舎への設置を行っており、今年度新たに設置する9校を含め、計 105 校で整備が完了する予定となっております。引き続き各事業と再生整備によるエレベータ設置を進め、積極的な国庫支出金の導入を図りながら、早期の全校設置に向け、関係局と協議してまいりたいと考えております。

次に、進捗状況の評価の実施についてでございますが、学校施設長期保全計画に基づき、再生整備と予防保全による、長寿命化と財政支出の縮減を図るための取組を今年度からスタートしたところでございますので、社会経済情勢の変化等を注視しながら、今後、適切な時期に事業の進捗について評価を行ってまいりたいと考えております。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

- ・大分県豊後高田市では同県内市町村で最下位レベルにあった県の学力テストの成績が、8年連続で最上位の飛躍を遂げたとのこと。「豊後高田市長の《本気になれば、全てが変わる》を合言葉に、行政も学校現場も本気になって取組んだ。その熱意が子どもたちに伝わったのでは」とのことです。今年度からはじまる「地域の寺子屋事業」でもこのような熱意で取組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

◎答弁（市長）

豊後高田市の「学びの21世紀塾」は、町ぐるみで、子どもたちに豊かな教育の機会を提供していると伺っております。

次世代を担う子どもたちは、かけがえのない宝物です。その子どもたちの教育は、学校・教師だけに責任を持たせるべきではなく、地域で教育を支える仕組みづくりが必要であると考えております。

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験活動を支援する「地域の寺子屋事業」を今年度から開講いたしますが、川崎の子どもたちが地域の様々な方々の力に支えられながら、豊かに成長できるよう、本事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

◎再質問

- ・実施団体の選考の対象と基準などについて伺います。
- ・学習支援について事前申込制を想定していますが、定員を上回った申込みに対してどう対処されるのか伺います。
- ・各区1校のモデル実施としていますが、十分な検証が必要です。見解を伺います。
- ・無償ボランティアと寺子屋先生への報酬との整合性についてどのように考えているのか、市長に伺います。

◎答弁

はじめに、本年度の実施団体の選定につきましては、様々な運営形態をモデルとして実施することを念頭に置きながら、日頃から学校と係わりや繋がりのある、既存の団体を基本としているところでございます。

次に、学習支援における事前の申込みについてでございますが、子どもたちの名前を事前に把握し、受付時に参加を確認することにより、安全に配慮することを第一の目的としております。

また、申込みが多数になった場合は、実施団体との協議により、例えば学年によって時間差をつけるなどの方法が考えられますので、事前に保護者にアンケートを実施して、参加人数や学年などを把握することにより、希望者の受け入れを図ってまいりたいと考えております。

次に、検証につきましては、実施団体からの報告、コーディネーター研修における情報交換などを通して課題を明らかにし、「地域の寺子屋事業運営推進会議」において様々な角度から対策を検討することにより、次年度の地域の寺子屋事業に活かしてまいりたいと考えております。

◎答 弁（市長）

本事業は、国の補助を活用するものでございまして、謝金を支払う必要がある場合には、実施団体が委託料の範囲内でお支払いすることになりますが、無償ボランティアとの整合性につきましては、今後、検討すべき課題であると考えております。

◆ 全国学力・学習状況調査について

◎質 問

- ・目標設定についての見解、調査結果をどのように活用するのか、取り組みを市長に伺います。
- ・実施要綱を踏まえての公表に対する見解を伺います。

◎答 弁（市長）

私は未来を担う子どもたちが受ける学校教育の中で他者とのかかわり方や基礎学力を身につけることが最も重要であると考えております。

子どもたちが学ぶべき時期に、学ぶべき基礎をしっかりと理解し、学力を定着させるためには、教える側、学校側が数値目標を設定し、一人ひとりの子どもに分かる喜びや実感が持てるような「わかる授業」を推進していくことが大切であると考えております。

数値目標は、学校が家庭と連携・協力して子どもの確かな学力を育成するためのものであり、その効果的な提示方法につきましては、さらに検討を進めてまいります。

◆ がん教育について

◎質 問

- ・教育指導要領およびがん対策推進基本計画を受けて、本市における今後の取り組みについて伺います。

◎答 弁

健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、「がん」の予防も含めた健康教育は大切なことと考えております。

現在の学習指導要領における「がん」に関する教育については、小・中学校の保健学習におきまして、「健康は生活行動と深くかかわっていること」「喫煙については、呼吸や心臓の働きに対する負担などの影響が出ることや、長く続けていると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなること」について取り上げ、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続けることが疾病の予防につながることを学習しております。

さらに、中学校におきましては、併せて「健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取り組みが有効であること」を学習しております。

また、高等学校におきましては、「生活習慣病と日常の生活行動」の学習の中で、悪性新生物を取り上げ、日常の生活行動と深い関係があることについて重ねて指導をしており、併せて、「地域の保健センター、病院などの医療機関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくこと」を学習しております。

このように、「がん」に対して正しく理解し、命の大切さについて考える態度を育成することは重要であると考えておりますので、今年度、文部科学省が新たに実施する「がんの教育総合支援事業」に応募をしているところでございます。今後、学校における「がん教育」の進め方について検討し、「がん教育」の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- 全校における自校方式又は親子方式による実施について現時点では困難な状況としています。その主な理由を伺います。
- 自校方式では初期導入経費を150億円としたのに対し親子方式を140億円とした根拠について伺います。

◎答弁

はじめに、中学校完全給食の実施手法につきましては、自校方式、親子方式、センター方式、民設民営方式がございますが、このうち、自校方式とは、市が各学校の敷地内に調理場を設置し、自校分の給食を調理する方式でございます。本市の小学校で採られている方式でございます。また、親子方式とは、自校内に調理場を持つ学校が、調理場を持たない学校の分の給食も調理し、配送する方式でございます。自校方式又は親子方式による完全給食の実施につきましては、多くの学校で運動場に調理施設を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きいと考えております。そのため、先月27日に公表いたしました、「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ」におきましては、「中学校全校における自校方式又は親子方式による完全給食の実施」は、「現時点では困難な状況」と報告したところでございます。しかしながら、個別の学校における可能性につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校完全給食の実施手法ごとの事業費用の試算についてでございますが、小中合築校を除く中学校50校において、新たに喫食数に応じた調理場を設置した場合の初期投資費用は、総延べ床面積約18,000㎡の調理場の建設工事費、及び配膳室の整備工事費等といたしまして約100億円、厨房機器、食器等の備品類の購入費といたしまして約50億円、これらを合計し、約150億円と試算したところでございます。

親子方式につきましては、中学校22校に1,500食規模の調理場を設置し、他の28校へ配送した場合を想定したものでございまして、その初期投資費用は、調理場の建設工事費及び配膳室の整備工事費等総延べ床面積約17,000㎡を整備する費用といたしまして約93億円、配送車両、厨房機器、食器等の備品類の購入費といたしまして約47億円、これらを合計し、約140億円と試算したところでございます。

親子方式につきましては、小学校の調理能力を活用し、小学校の調理室から中学校へ配送する方式もでございますので、この方式につきましても、実施方針の素案策定までに、他の実施手法と併せ比較検討してまいります。

◎再質問

- ・推進会議、推進会議検討部会、推進連絡協議会の人選がほとんど行政内部になっています。専門家を構成員として参加させるか、意見聴取の場を設けるべきです。取り組みを伺います。
- ・センター方式と民間活用を中心に検討されているようですが、市内3箇所程度の整備が必要になるとは思いますが、見解を伺います。
- ・親子方式について、小学校の調理室調査では、400食以上の余剰がある小学校数は22校にも及びます。利活用を考えるべきですが、見解を伺います。
- ・親子方式の導入経費を試算すべきですが、取り組みを伺います。
- ・試行実施を求めています。対象校数とスケジュール実施内容を伺います。
- ・導入にあたっては、地域の特性や各学校の状況を鑑みて行うべきです。ベストミックスがあつてしかるべきと考えます。見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、専門家の参加等についてでございますが、民間活用導入の検討をはじめ、検討段階における専門性等の確保に資するため、外部の有識者等の参加又は意見聴取等の機会を設けることは必要なことと考えておりますので、その導入時期・方法等について検討してまいります。

次に、センター方式又は民設民営方式における用地の確保についてでございますが、3万食余りの食数を確保するためには、一定の面積を有する事業用地の確保が必要と考えておりますので、現在、適地の選定・確保について、関係部局等と協議・調整を行っているところでございます。

次に、親子方式についてでございますが、これまで中学校間の親子方式を主に想定して比較検討してまいりましたが、小学校等の調理場から中学校へ配送する方法につきましても、実施方針の素案策定までに、他の実施手法と併せ検討してまいります。

次に、導入経費の試算についてでございますが、小学校等の調理場から中学校へ配送する方法の初期投資費用につきましても、速やかに試算し、公表してまいります。

次に、試行実施についてでございますが、中学校完全給食の実施に係る課題を把握し、検証することにより、全校へのより円滑な導入に資するものと考えますので、実施方針策定と併せ検討してまいります。

次に、実施手法についてでございますが、生徒数の推計に基づく食数3万食という規模、本市特有の細長い地形等を考慮し、市内を複数のエリアに分けた上で、センター方式又は民設民営方式による完全給食を実施することを基本としておりますが、自校方式又は親子方式による完全給食の実施につきましても、個別の学校における可能性について、教育活動に支障が生じないような配慮・運用が可能かどうか、学校と十分に協議・調整の上、引き続き検討してまいります。

◆ 学校司書について

◎質 問

- ・「読書のまちかわさき」を標榜する本市における執行状況を伺います。
- ・小中学校における学校司書配置数を伺います。
- ・川崎市の図書ボランティアを行っていた方々が他の自治体の非常勤司書となって働かれるようになり、人材の流出が起きている。早急に全校配置を行うべきです。学校司書に対する見解と今後の取り組みを市長に伺います。

◎答 弁

本市では、学校を巡回訪問し、学校図書館の蔵書の充実や環境整備等、読書活動の充実を図るため、司書資格等を有する巡回型の学校司書である学校図書館コーディネーターを配置しているところでございます。

平成15年度に各区1名、平成17年度に各区2名、平成21年度に各区3名体制とし、学校図書館の充実に努めているところでございます。

学校司書の配置に要する経費は、国が算定している、地方財政全体の収支見込みである「地方財政計画」において平成24年度から位置付けられたところでございますが、本市におきましては、以前から学校図書館コーディネーターを配置することによりまして、すべての小中学校の読書活動の充実に向け、取り組んでいるところでございます。

◎答 弁（市長）

学校図書館は、子どもの想像力を養い学習に対する興味・関心等呼び起こすなど、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能と、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し教育課程の展開などに寄与する「学習・情報センター」としての役割があるものと考えております。

本市におきましては、司書教諭や図書担当教諭が、巡回型の学校司書にあたる学校図書館コーディネーターや図書ボランティアと連携して、読書活動の推進が図られています。

今後も、司書教諭や図書担当教諭を中心に教員の資質向上を図り、学校図書館運営の活性化をさらに進めるとともに、地域人材である図書ボランティアの有効的な活用や、学校図書館コーディネーターの効果的な配置が大切であると考えております。

◎再質問

- ・国の予算措置では2校に1人程度の配置を想定しており、各区3人のコーディネーターとボランティアでは少なく、開館時間増が図れません。また、教員の資質の向上で活性化が図れるでしょうか。改めて市長に、図書館司書の増員についての見解を伺います。

◎答 弁（市長）

学校図書館に関わる人の役割は、子どもたちが学校図書館を活用するために、とても重要であると認識しておりますので、これからも人的整備を含めて、学校図書館の環境を整えていくことを、総合的に考えてまいります。

◆ 新川崎地区新設小学校について

◎質 問

- ・新川崎、鹿島田地区に新設される小学校がゼロエネルギー化を目指す学校づくりとして紹介されました。この建物の特徴と雨水利用も考慮されているのか、整備に向けた取組みを伺います。

◎答 弁

はじめに、新設小学校の特徴についてでございますが「地域と共に、ひとや環境にやさしい未来を創る次世代小学校」を学校づくりの基本理念とし、この理念に基づく施設整備の基本方針の一つとして、外壁・屋根・床下の高断熱化や高効率エアコンの導入、24時間換気風量の低減、LED照明器具の設置等の省エネルギー対策と、太陽光発電による創エネルギー対策を組み合わせ

せることで、年間のエネルギー消費量を実質上ゼロとするゼロエネルギー学校を目指すもの
でございます。

また、文部科学省の「スーパーエコスクール実証事業」の中で、ゼロエネルギー化した学校施設を環境学習で活用するための校舎の工夫やエネルギーの見える化等、学校施設全体が体験的な学習の場として活用可能な取組も進めているところでございます。

次に、雨水利用についてでございますが、昨年度策定いたしました基本計画に基づき、学校防災や環境教育の観点からトイレ用水としての利用について検討を進めているところでございます。

■ 代表質問（6月12日）民主党 ■

◆ 所在不明児童・生徒について

◎質問

- ・本市における不達返送郵便物について、平成25年度及び平成26年4月の新学期開始時点での実数について伺います。
- ・平成25年度分について、その後の追跡調査の結果について伺います。
- ・平成26年4月現在の対応状況について伺います。
- ・不達返送郵便物では把握できない所在不明児童はあるのか、またこの取扱について伺います。
- ・実数についても伺います。
- ・一昨年度の文部科学省通知による実態調査を行ったと仄聞しています。この結果について、併せて、これに伴う改善点などあれば伺います。

◎答弁（副市長）

まず、はじめに、不達返送郵便物の実数についてでございますが、教育委員会における平成25年度の不達返送郵便物につきましては、就学时健康診断通知書が10件、入学期日・学校指定通知が14件でございました。その後、区役所に住民登録の状態を確認し、学校の教職員が実際に訪ねるなど、各区と連携し調査を行うことにより、2件を除き、居住実態を確認することができました。

この2件に対する現在の対応状況についてでございますが、2件とも海外へ出国していることによる可能性があるため、現在東京入国管理局に出帰国記録照会を行っている状況でございます。

次に、不達返送郵便物では把握できない所在不明児童・生徒についてでございますが、郵便物は届くものの居住実態の把握ができない場合におきましては、不達における取り扱いと同様に、教育委員会事務局と各区で連携し対応しております。この実数につきましては、厚生労働省からは、居住実態が把握できない児童に関する調査を依頼されたところであり、教育委員会では、義務教育年齢にある児童・生徒について、現在調査を実施しているところでございます。

次に、平成24年5月1日現在で実施した、文部科学省からの依頼に基づく実態調査につきましては、本市において居所不明となった主たる理由として考えられることといたしましては、保護者が配偶者等からの暴力から逃れるため、あるいは、外国人の親が子どもを母国に連れ帰ってしまった、等の実態が明らかになっております。

本市では、これまで学校や区役所、児童相談所、民生委員・児童委員、警察署などの関係諸機関との連携体制を整えてまいりましたが、住民登録を変更せずに海外へ出国してしまうケースにつきましては、居住実態の把握が困難な課題がございました。

この実態調査の結果等を踏まえまして、平成25年3月1日付けの文部科学省の通知におきまして、東京入国管理局への出帰国記録照会のための手続きが示されましたので、教育委員会におきましても積極的に活用してまいりました。その結果、平成25年5月1日現在で、1年以上居所が不明であった児童・生徒数は26名となっておりますが、平成26年5月1日現在では6名と、大きく減少しております。

今年度におきましては、各区役所に配置しております区・教育担当を通じまして、要保護児童対策地域協議会に情報を提供し、学校や区役所、児童相談所、民生委員・児童委員、警察署といった関係諸機関と改めて緊密な連携体制を組み、子どもの安全を最優先に考慮しつつ、1つ1つ

の事例に対し取り組んでまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

- ・現在検討している実施手法について、さらに、それぞれの特長について伺います。
- ・以前の答弁では、小学校での調理余剰能力を利用して、親子方式として中学校に給食を提供する事は不可能との見解でしたが、現在、実施手法として、親子方式も検討されることになった経緯について伺います。
- ・中学校に新規に調理室を整備して、他の中学校に配食を行う方式が「親子方式」であるとの見解も新たに示されましたが、内容について伺います。
- ・仮に中学校に給食調理室が新設された場合、災害時の避難所としての活用方法としての検討はあるのか伺います。
- ・中間取りまとめにおいて、給食調理室を新設できる可能性のある学校が3校例示されております。利用できる学校敷地が狭められ、生徒の部活動などに悪影響を及ぼす懸念はないのか伺います。
- ・全員喫食を基本とするということですが、アレルギー対策について、現在の検討状況を伺います。

◎答弁

はじめに、現在検討しております実施手法についてでございますが、「自校方式」、「親子方式」、「センター方式」、「民設民営方式」の4つの方式がございます。

それぞれの手法の特長でございますが、「食育」の点においては、学校独自の献立が比較的容易なことや、作り手との交流が図りやすいといった点では、自校方式が他の方式に比べて効果的でございますが、「準備や配膳、片付け等の共同作業を通じた連帯感・責任感の醸成」や、「食事マナーの向上」といった点では、小学校のような食缶による給食の提供方法であれば、どの手法においても期待できるものと考えております。

また、「適温提供」という点では、自校方式は提供が容易ですが、他の方式におきましても、保温・保冷に優れた食缶の活用や、学校側での再加熱設備の整備等により、適温での給食提供は可能となるものでございます。

次に「食物アレルギー対応」という点では、どの方式でも完全な食物アレルギー対応をすることは、困難でございますが、「自校方式」や「親子方式」では、「特定品目の除去等による」ある程度の食物アレルギーであれば対応可能と考えております。また、「センター方式」でも、専用調理室を設置することにより、ある程度の食物アレルギー対応は可能と考えております。「民設民営方式」による「食物アレルギー対応」につきましては、民間事業者の施設設備や能力によるところが大きいなど、各実施手法それぞれの特長があるものと考えております。

次に、親子方式の検討についてでございますが、あらゆる手法の一つとして比較検討することとしたものでございます。

親子方式の内容についてでございますが、親子方式には、小学校等の調理場から中学校へ配送する方法や中学校に調理場を設置して他の中学校へ配送する方法がございます。自校内に調理場を持つ学校における、作業上適切かつ衛生管理可能な、十分なスペースの確保や間仕切りの設置、

厨房機器の能力、配送に係る荷捌きスペースやトラックヤードの確保などの課題があることから、中学校間の親子方式を想定して比較検討したものでございますが、個別の学校における可能性につきましては、引き続き検討してまいります。

次に、中学校に調理場を設置した場合の避難所としての活用についてでございますが、ライフラインの確保を含め、調理場への被害がない場合には、学校運営が再開されるまでの間の避難住民への食事の提供も考えられますので、関係部署とも調整し、検討してまいりたいと考えております。

次に、自校調理場設置の可能性がある学校についてでございますが、本市では生徒数の増加等もあり、校舎内部の改修による調理場設置スペースの確保は困難な状況でございます。そのため、自校調理を実施するには、新たに調理場の増築が必要となりますが、学校の教育活動に支障がない運動場以外のスペースに、自校調理場を設置するためのスペースを確保することは困難な状況でございます。しかしながら、運動場スペースではあっても教育活動への支障が生じないようなスペースが確保できる場合や、運動場以外のスペースで現在教育活動上活用されていても、学校において教育活動への支障が生じないような配慮や運用ができる場合には、今後、学校との十分な協議・調整により、調理場の設置が可能となる場合もありうるものと考えております。

次に、食物アレルギー対応についてでございますが、食物アレルギーを持つ生徒が、他の生徒と同じように給食を楽しむことを目指すことは、重要なことと認識しております。

文部科学省では、学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応につきまして、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応を行うこととし、4つのレベルによる段階的な対応の進め方を示しております。その内容につきましては、レベル1は、詳細な献立表対応、レベル2は一部弁当対応、レベル3は除去食対応、レベル4は代替食対応とし、学校及び調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切であるとしております。

今後、中学校給食における食物アレルギーの具体的な対応につきましては、本市の食物アレルギーを有する生徒の状況や他都市での対応状況等を踏まえ、中学校完全給食の実施方針の策定等と併せ、検討を進めてまいりたいと考えております。

◆ 児童支援コーディネーターについて

◎質問

- ・これまでの拡大の経過と導入校での効果について伺います。
- ・できる限り早い時期に全校に配置されることが望まれます。今後の方向性を伺います。

◎答弁

これまで、児童一人一人の教育的ニーズに的確に対応した教育を推進する必要から、児童支援コーディネーターの専任化を図り、平成24年度に各区1校ずつ7校をモデル校として設置し、以後順次、25年度35校、26年度44校において、校内支援体制の充実を図ってきたところでございます。

導入による効果についてでございますが、児童支援コーディネーターの専任化で、課題の早期発見・早期対応が可能となったことにより、モデル校7校の平成23年度と24年度の比較において、いじめの認知件数が約7.5倍、特別な教育的ニーズのある児童の支援の手立てを検討す

る校内での支援会議の回数も、約1.5倍になっております。また、支援が必要な児童の約8割に改善傾向が見られたとの報告も受けているところでございます。さらに、保護者からは、担任以外にも相談の窓口が出来たことに対して「とても安心できる」との評価もいただいているところでございます。

今後も、引き続き効果を検証しつつ、迅速で適切な支援を可能とする校内支援体制の充実を図るために、児童支援コーディネーターの専任化に向けた取組を、より一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎質問

- 各区における実施主体も示されたところで。各々の団体の選定内容と理由についてお答えください。
- 謝金の目安、スタッフの質や基準について、実施主体の市はどのように連携し補完していくのか伺います。
- 謝金についての考え方、重複する事業内容について、統合や調整をどのように図っていくのか、認識を伺います。
- モデル事業を展開するにあたり、既存の事業を活用し「地域の寺子屋事業」を補完する事は可能なのか、我が会派が指摘した視点を十分勘案するべきと考えますが、当局の見解を伺います。

◎答弁

はじめに、モデル事業における実施団体の選定についてでございますが、次年度以降、新たな地域や学校が寺子屋に取り組もうとする時に、自分の地域にふさわしい形態を見出すための参考としていただきたいことから、様々な運営形態をモデルとして実施することを念頭に、地域教育会議が運営する形態、実行委員会を立ち上げる形態、総合型地域スポーツクラブが運営する形態、地域のNPO団体が運営する形態など様々な実施団体を選定したところでございます。

選定理由でございますが、児童が学習・生活する学校を主に使用することから、日頃から学校と係わりや繋がりがある既存の団体を基本としているところでございます。事業を実施する意向があった団体に対しては御説明に伺ったり、実施する意向はあるものの一つの団体では実施が困難なところについては、他の団体にご協力をいただき実行委員会などを組織するよう調整を図ったところでございます。

次に、寺子屋先生や寺子屋コーディネーターへの謝金についてでございますが、この事業につきましては、文部科学省の新規事業「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を活用いたします。その実施要領では、本市の寺子屋先生にあたる土曜教育推進員の1時間当たりの謝金単価の上限は、2,200円とされているところでございますが、人材の配置人数は、子どもたちの参加人数等により異なってまいりますことから、謝金を支払う必要がある場合は、実施団体が委託料の範囲内でお支払いいただくこととなります。

また、寺子屋先生については、各実施団体の中から先生を選出する場合や、各実施団体が地域に広く募集することが考えられます。スタッフの方々には、生涯学習財団や市民館の協力を得ながら、教育委員会が必要に応じた研修を実施してまいります。

次に、学校を取り巻く事業との調整についてでございますが、各事業の実施目的は様々でござ

いますが、「地域の寺子屋事業」は、全てを既にある事業とは別に実施していくのではなく、例えば、地域教育会議が土曜日に実施してきた事業を、寺子屋の土曜日のプログラムとして連携、拡充して一緒に実施していただくなど、既存の様々な取組を活かしながら進めてまいりたいと考えております。

学校教育活動における謝金につきましては、ご指摘の通り、PTAや地域の皆様による無償のボランティア活動から、夢教育21推進事業における外部講師への謝金の支払など、様々な実態がございます。今後、寺子屋事業におきましても、寺子屋先生の配置人数や謝金などの実態を把握してまいりたいと考えております。

次に、「わくわくプラザ事業」との係わりについてでございますが、児童の放課後の安全な居場所と仲間づくりを行う「わくわくプラザ事業」と、地域が教育を支える仕組みとして始まる「地域の寺子屋事業」とは、スタートした経緯や目的が異なっておりますが、子どもたちにとって多様な学習の機会と場を提供することは、望ましいものと考えております。今後、寺子屋事業における放課後や土曜日の活動の中で、調整が必要となる部分も生じると考えておりますので、関係部局との連携を図ってまいりたいと考えております。

寺子屋事業の検証につきましては、実施団体からの報告、コーディネーター研修における情報交換などを通してモデル実施における課題を明らかにした上で、「地域の寺子屋事業運営推進会議」において年度内を目途に、様々な角度から対策を検討することにより、次年度の地域の寺子屋事業に活かしてまいりたいと考えております。また、様々な既存の事業との関係につきましては、寺子屋事業の検証とともに検討してまいります。

◆ 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

◎質問

- ・維持管理、運営業務を委託している「特別目的会社」に対し、どのようなモニタリングを行ってきたのか伺います。
- ・給食運営業務費の基準数と算定金額を見直すこととしていますが、これにより、どのような効果が見込まれるのか伺います。
- ・通級指導教室専用棟が整備されており年間2,450円の増額を見込んでいますが、算定根拠と、今後児童生徒数が増加した場合等では、新たな対応が必要となるのか見通しについて伺います。
- ・中学校給食が実施された場合、自校方式での給食調理の可能性について伺います。

◎答弁

本契約は、平成20年4月に開校いたしました、現「川崎市立はるひ野小中学校」の校舎・体育館等の施設建設費のほか、開校から15年間の維持管理等の経費を含む、PFI方式による事業契約でございます。

はじめに、維持管理業務及び運営業務を対象とするモニタリングにつきましては、本事業契約の規定に基づき、建築物保守管理業務や清掃業務などの各個別業務について、日報、月報及び年報として提出される報告書から、当該業務が「適正かつ確実に履行されているか」の観点から確認を行うものでございます。

また、必要に応じて随時のモニタリングも可能であり、万一、要求水準が達成されていない、または、そのおそれがあると判断した場合には、改善通告やサービス料の減額等の措置を行うも

のとしております。

これまでも、特別目的会社側との協議により、学校を取り囲む斜面地の除草について見直しを行った結果、良好な教育環境の維持・向上に資する改善が図られております。

このほか、特別目的会社の経営状況等に関しましては、「みずほ総合研究所」に委託して、定期的・専門的な財務モニタリングとして、特別目的会社に対する監査内容の分析・検証を実施しており、これにより財務状況等の確認を行っております。

次に、給食業務費の改定につきましては、近年、当初の想定を超える調理食数に達したことから、現在の事業規模を反映した算定方法への見直しを行ったもので、一部経費支出の圧縮を図ったことから、今後、契約期間の終了までに、およそ1,892万円の節減効果が見込まれるところでございます。

次に、校舎の増築等に伴う新たな維持管理経費等の年額およそ2,450万円の根拠でございますが、鉄筋コンクリート造4階建て4,023㎡の増築校舎に係る経費といたしまして、維持管理業務費1,431万3千円、情報機器保守管理費42万円、同じく鉄筋コンクリート造2階建て778㎡の通級指導教室専用棟に係る経費といたしまして、維持管理業務費786万円、情報機器保守管理費7万2千円が内訳となり、消費税相当額を加えたものでございます。

今後、児童生徒数が増加した場合の対応につきましては、現在、将来推計では平成30年度頃まで増加が見込まれておりますが、今回の増築による普通教室20教室等の整備により、対応が可能と考えております。

また、給食調理業務につきましても、今回、将来推計に基づく児童生徒数の増加を視野に入れた見直しを図ったところでございますが、中学校完全給食への対応につきましては、現在、自校方式による実施に向け、別途、学校及びPFI事業者とも、協議・調整を進めているところでございます。

■ 代表質問（6月11日）共産党 ■

◆ 地方教育行政改正法案について

◎質問

- ・この法案は今の教育委員会に問題があるからと、政治権力が教育を支配しようと言うもので、教育委員会改革は国民的合意のもとで進めることが大切と考えています。市長の見解を伺います。

◎答弁（市長）

改正案につきましては、今国会において提出、審議がなされ、衆議院で可決され、現在参議院に送られている段階でございますので、引き続き、改正法案の審議を見守ってまいりたいと思います。

このたびの教育委員会制度改革では、教育委員会に関する課題が一定程度整理されたと思いますが、教育行政におきましては、政治的中立性が運用面で確保される必要があると考えております。

◆ 中学校給食について

◎質問

- ・中間取りまとめで示された、自校調理方式の可能性のある3校のみならず、既存校での自校調理方式実施をあらゆる可能性を追求すべきです。市長に伺います。
- ・全員喫食を基本とする方向のなかで、アレルギーを持つ生徒への対応ができるのは自校方式です。伺います。
- ・文部科学省の基準では、自校方式にしか中学校への栄養士の配置はされません。市単独も視野に各中学校に栄養士の配置こそ必要です。伺います。

◎答弁（市長）

中学校完全給食の実施手法につきましては、教育環境への影響から、中学校全校での自校方式の実施は困難なものと考えておりますが、個別の学校における可能性については、現在、中学校給食推進会議や教育委員会等で検討を進めております。

これらの検討結果も踏まえ、あらゆる手法を比較検討の上、今後、教育委員会が実施方針の素案の中でお示ししてまいります。

◎答弁

はじめに、食物アレルギー対応についてでございますが、食物アレルギーを持つ生徒が、他の生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことは、重要なことと認識しております。

そのため、完全な食物アレルギー対応をすることは、どの方式でも困難ではあるものの、本市が各学校の敷地内に調理場を設置し自校分の給食を調理する「自校方式」では、「特定品目の除去等による」ある程度の食物アレルギー対応であれば可能となるものと考えております。

また、本市が市有地等に大規模な調理場を設置し、複数の学校へ配送する「センター方式」でも、専用調理室を設置することにより、ある程度の食物アレルギー対応は可能と考えております。

今後、中学校給食における食物アレルギーの具体的な対応につきましては、本市の食物アレルギーを有する生徒の状況や他都市での対応状況等を踏まえ、中学校完全給食の実施方針の策定等

と併せ、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、栄養職員等の配置についてでございますが、食育指導や、給食管理等の在り方を踏まえた教職員の役割と合わせ、実施までの間に、検討してまいりたいと考えております。

◎再質問

- ・自校調理方式で、地元建設事業者の仕事起こしや地域の商店との取引など、地域の雇用拡大につなげるべきと思いますが、再度市長に伺います。
- ・調理施設のコンパクト化、さらに学校全体で配置を検討しなおすなかで、実施できる可能性がある学校は増えるのではないのでしょうか、伺います。
- ・センター方式にすれば、中学校への栄養士の配置は無しということになり、食育の充実という事を疎外し、給食事務の負担などが教職員へかかってくるということになります。この事に対しての見解を伺います。

◎答 弁（市長）

引き続き、中学校給食推進会議において、民間活力を活かしたあらゆる実施手法を比較検討するとともに、安全・安心・良質を最優先とした食材の確保、地産地消に配慮した食材の調達も含めて、教育委員会が実施方針の素案の中でお示ししてまいります。

◎答 弁

はじめに、自校方式による調理場についてでございますが、国の「学校給食衛生管理基準」によりますと、学校給食における衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとするものと定められております。

また、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室などの「汚染作業区域」、調理室、配膳室などの「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣、休憩に充てる区域及び前室に区分するように努めること、とされております。

さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められております。

したがいまして、中学校完全給食の実施に当たりましては、生徒に安全・安心で良質な学校給食を提供するため、これらの衛生管理基準等を考慮した規模の自校調理場を設置することを前提として、その可能性について検討を進めてきたものでございます。

次に、給食に関する事務についてでございますが、食育指導や、給食管理等の在り方を踏まえた教職員の役割と合わせ、実施までの間に、検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（6月11日）みんなの党・無所属 ■

◆ 市立高校における歴史学習について

◎質問

- ・本市の市立高校における日本史及び世界史において、卒業時にどの時点まで授業が進んでいるのかを伺います。
- ・神奈川県と同様の手法による日本史必修化を行うことが本市立高校においても可能なのかどうか、及び今後の日本史必修化ということへの展望について、市長の見解をお聞かせください。

◎答弁

市立高等学校の教育課程につきましては、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」において「学習指導要領の基準により、校長が編成する」と定めております。

現行の学習指導要領におきましては世界史、日本史ともに近現代の歴史を重視した内容構成となっております。各学校におきましては年間指導計画を作成し、それに基づき、学ぶべきすべての内容について学習しているところでございます。

◎答弁（市長）

中学校におきましては日本の歴史を学ぶ際に、その背景となる世界の歴史を関連付けて扱い、高等学校におきましては、必修科目である世界史において、日本の歴史を関連付けながら学習することになっていると理解しております。

また、ご指摘のとおり、神奈川県および横浜市におきましては、教育課程編成基準等を設けることで日本史、もしくはそれに準ずる独自設定科目を必修科目として設定していることは、私も県議会議員当時に関わってきたことでありますので、よく承知をしております。

市立高校の教育課程は学習指導要領の基準により校長が編成するとなっておりますが、かねてから本議会でも申し上げておりますとおり、世界がグローバル化していく中で、まず日本人としてアイデンティティの醸成が必要です。また、わが国の歴史、伝統、文化をしっかりと修得することが、多文化を理解し、世界に広く活躍する人材のために必要不可欠であると考えております。

文部科学省でも必修化への検討を始めたと聞き及んでおりますが、私としても日本史の必修化について、高等学校の教育課程の編成のあり方を教育委員会に議論をお願いしてまいります。

◆ 教育委員会会議について

◎質問

- ・教育委員会の開催頻度はどのくらいなのか、また、その根拠をお教えてください。
- ・教育委員会で議論される議案に対して直近5年間で否決に至った議案は存在するのか、また、その結果に対する見解も教えてください。
- ・保護者や地域住民との意見交換が行われた実績と、それについての見解をお教えてください。
- ・教育現場の最終責任者は、市町村長であるべき、ということを本市も国に対して物申すべきと考えます。また、9都県市首脳会議の中でも、本市がそうした議論の機運を醸成していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

◎答弁

はじめに、教育委員会会議は、川崎市教育委員会会議規則第2条に、毎月1回の定例会と、委

員長が必要があると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する臨時会の2つの会議が規定されております。平成25年度は、定例会12回、臨時会10回、合計22回が開催されたところでございます。また、平成26年度は、これまでに定例会2回、臨時会が5回開催されております。

次に、過去5年間の議案につきましては、否決されたものはございませんが、ご意見に基づき修正が加えられた案件がございます。

教育委員は、議案審査にあたりましては、事前に議案に関する資料や説明を求める等、事務事業の趣旨等を把握したうえで協議を行い、適切な意思決定を行っているものと考えております。

次に、保護者、地域の方々との意見交換の機会といたしましては、平成25年度は、スクールミーティング2校、また、市長とともに訪問した学校視察2校の場において行ってまいりました。

この他、教育委員は、学校の公開授業、研究発表に積極的に参加するとともに、自主的に学校視察をする等、延べ40校の学校視察を行っており、機会があれば保護者等との意見交換も行っているところでございます。

教育委員が広く保護者・地域の方々との意見交換をすることは重要でございますので、今後も引き続き場の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎答 弁（市長）

改正案につきましては、今国会において提出、審議がなされ、衆議院で可決され、現在参議院に送られている段階でございますので、引き続き、改正法案の審議を見守ってまいりたいと思います。

このたびの教育委員会制度改革では、教育委員会に関する課題が一定程度整理されたと思いますが、教育行政におきましては、政治的中立性が運用面で確保される必要があると考えております。

◎再質問

- ・ 9都県市首脳会議において「市町村長の責任のあり方を問う議論」がまだ時期尚早だとするならば、他都市の教育委員会のあり方や考え方の情報収集等、本市が主導的立場を展開していくことは可能だと思いますが、市長の考えを伺います。

◎答 弁（市長）

改正法案が参議院で現在審議中ということでありまして、この推移を見守っていきたいと思っております。

今後、改正法案が成立し、施行された際には、本市における総合教育会議を主宰し、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、教育委員会と十分に協議・調整を行うなど、この度の改革が効果的に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、九都県市首脳会議をはじめ、様々な機会を捉えて、各自治体の運用状況等の情報交換・共有を図るなど、教育改革の推進の参考にしてまいりたいと考えております。

■ 一般質問 みんなの党・無所属 松川議員（6月20日） ■

◆ 小学校給食の調理委託について

◎質問

- ・委託契約業者指名選定委員会では、業者を指名する際、地域配慮はどのように行われているのか、選定の基準について伺います。
- ・なぜ、市外業者が多くなっているのか、その要因を伺います。

◎答弁

はじめに、業者選定の基準でございますが、学校給食の意義を理解し、国の定める学校給食衛生管理基準等に基づき、衛生管理や安全管理を徹底することが求められるため、本市または他都市において、自校調理場の給食調理業務を受託した実績のある業者としております。

業者の選定にあたりましては、本市の登録業者から、学校での給食調理業務委託の実績を有する業者を抽出し、法人の概要などについての事前の資料提出を求め、これまでの実績や食中毒等の事故発生が無いことを確認したうえで、市内業者、準市内業者を優先した指名を行っております。

次に、市外業者の件数が多いことについてでございますが、登録されている市内業者、準市内業者のうち、受託可能な業者が限られているためでございます。

■ 一般質問 公明党 田村議員（6月20日） ■

◆ 音楽のまち・かわさきについて

◎質問

- ・市立学校の音楽室は18校で開放しているとのことですが、市民の皆様が身近に音楽活動の場として利用できるため、更なる拡充についての考えを伺います。
- ・市民館等における合唱楽器演奏可能施設の整備については、これまでの答弁で、今後研究していくとありましたが、その後の見解と今後の取り組みについて伺います。

◎答弁

本市では、市民の皆様のご生涯学習活動の場といたしまして、学校施設を開放し、御利用いただいているところでございます。

施設の開放にあたりましては、施設配置やセキュリティ等を考慮し、開放に向けた条件が整う特別教室を開放しております。

音楽室につきましては、学校教育活動において使用する高価な楽器が保管されているといった課題もございまして、一様に開放していくのは困難な状況ではございますが、音楽室以外でも、合唱などの活動であれば可能な開放施設もございますので、そうした活動を希望される団体の皆さまには、各学校の施設開放運営委員会へご相談いただければと存じます。

次に、教育文化会館、市民館及び分館につきましては、一定の防音効果があり、合唱や管楽器の練習などの音楽活動が可能な部屋といたしまして、視聴覚室や音楽室等を備えております。既存施設におきまして、音楽活動が可能な部屋を拡充するためには、一定の防音工事等を行う必

要がございます、その場合には工事に伴う休館が生じるなどの課題がございますが、「音楽のまち・かわさき」を共に推進するため、音楽活動の場の確保は重要な課題であると認識しておりますので、今後、施設の改築などの際に検討してまいりたいと考えております

■ 一般質問 無所属 猪股議員（6月20日） ■

◆ アスベスト対策について

◎質問

・学校のアスベスト除去工事を授業中にすることがあるのか伺います。

◎答弁

市立学校におけるアスベスト含有建材の除去工事につきましては、「大気汚染防止法」や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」などの関係法令に基づく安全対策を、十分に講じた上で、実施しているところでございます。

児童生徒が現に使用している学校施設におきまして飛散性の高いアスベスト含有建材の除去工事を実施する場合には、休業日に行っております。

改築や大規模改修時など、既存の校舎等の解体工事に伴うアスベスト含有建材の除去工事の場合には、同一敷地内に建設した仮設校舎などに児童生徒が移転した後、休業日以外の時期に安全対策を十分に講じて行っている事例もございます。

■ 一般質問 自民党 吉沢議員（6月23日） ■

◆ 少子化対策と女性の活躍について

◎質問

・昨年6月の定例会において「卵子の老化による妊娠適齢期」「ウーマノミクス」等について議論しました。保健体育の一環として教育的見地からの取組も要望しましたが、その後について教育長に伺います。

◎答弁

小学校学習指導要領では、4年生の保健の学習「育ちゆく体とわたし」において、思春期における体の変化として、初経、精通、変声、発毛が起こることを理解できるようにすることとなっております。

また、中学校学習指導要領では、1年生保健分野の「心身の機能の発達と心の健康」において、小学校での学習を受け、さらに詳しく、生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、妊娠が可能となることを学習しているところでございます。

さらには、保健分野で学んだ知識を活用し、一人ひとりの今後のライフスタイルに生かせるように、昨年度は、市立中学校延べ40校におきまして、各区保健福祉センターと連携して講演会を実施し、妊娠適齢期や命、性に関する学習を実施したところでございます。

■ 一般質問 共産党 石川議員（6月23日） ■

◆ 宮前区の交通安全対策について

◎質問

- ・東高根森林公園から東名高速をわたり、長尾小学校へ行くまでの道も道幅が狭く、安全対策が必要だと思われます。現状の認識と対応について、通学路の安全対策ということから教育長に伺います。

◎答弁

御指摘の箇所につきましては、学校からも改善の要望が提出されておりますので、教育委員会をはじめ、関係局、関係機関等で構成されております通学路安全対策会議宮前区部会におきまして現地を確認し、改善する方向で検討を行っているところでございます。

なお、東高根森林公園から東名高速をわたる高根橋付近の五差路には、地域交通安全員を配置しており、通学路の安全対策に努めているところでございます。

■ 一般質問 みんなの党 小川議員（6月23日） ■

◆ 教育改革について

◎質問 ①

- ・かわさき教育プランにおける学力向上施策の成果指標は「授業がわかると答えた割合」といった極めて主観的なものになっている。「わかる」「どちらかといえばわかる」と感じる生徒の割合が高いにもかかわらず、6割を超える生徒が通塾している状況をどうとらえているのか、教育長の見解を伺います。

◎答弁

平成25年度全国学力・学習状況調査におきまして、「授業がわかる」と回答した生徒は、教科の正答率も高いことが、文部科学省から報告されております。こうしたことから、本市におきましては「授業がわかる」ことを学力向上施策の成果指標として掲げたところでございます。

また、同調査の本市結果では、中学3年生の通塾者の塾に通う理由といたしましては、「学校の勉強より進んだ内容や難しい内容を勉強している」とした生徒は37.5%、「学校の勉強でよくわからなかった内容を勉強している」とした生徒は11.9%であり、その両方を理由とした生徒は43.9%でございました。

この結果から、保護者が通塾させる理由には、授業がわかる、わからない、ということばかりでなく、生徒個々の学習状況に応じて学力を高めるなど、様々な思いがあるものと考えております。

◎質問 ②

- ・次期教育プランの策定にあたって、ほとんどが教育関係の学識経験者と学校関係者で占められた委員構成を、従来とは異なるものとするべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

◎答 弁

現在、次期かわさき教育プランにつきましては、今年度末の策定に向けて検討を進めているところでございます。

かわさき教育プランは、本市の教育の未来に向けた指針となるものと考えております。その策定にあたりましては、教育に関わる様々な立場の方々から多様な意見をいただくとともに、教育プランに掲げる基本理念を関係者間で共有していくことが大切であると考えております。

そのため、教育プランに関する御意見をいただく組織として設置しております「川崎市教育改革推進協議会」におきましては、学識経験者、教職員代表のほか、公募による市民の代表等を委員として、川崎の教育の今後について熱心な御議論をいただいているところでございます。

また、今年度の策定過程におきましても、広く市民の皆様へ御意見を伺うパブリックコメント手続をはじめとして、子どもたちに一番近いところで教育を担っていただいている「保護者」「教職員」などから直接御意見を伺う機会を設けるほか、行政区単位・中学校区単位で設置されています「地域教育会議」等との連携により、市民参加で教育を考える機会をつくってまいります。

さらに、本年秋頃には学校関係者、地域関係者をはじめとして広く市民の皆様へ参加を呼びかけながら、様々な立場の皆様から御意見を伺う場として「かわさき教育フォーラム」を実施するなど、全市的に教育の未来を考える機会をつくりながら、新しい時代の新しい教育プランを策定してまいりたいと考えております。

◎質 問 ③

- ・教育プラン策定委員会の要綱をいま改正し、市長自らその策定にかかわることが不可欠と考えますが、この点につき、市長の見解を伺います。

◎答 弁（市長）

子どもたち一人ひとりに適した学習環境を整えてあげたいというのが、私の教育改革への思いであり、その実現には首長と教育委員会が調和を図りながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えております。

かわさき教育プランは、本市の教育に関する基本計画として、今後の改革のあり方を踏まえて策定されるべきものと考えております。私は、就任以来、教育委員と学校現場への視察や意見交換を重ねておきまして、改革の方向性についてもご理解をいただいていると認識しております。今年度の教育プランの策定作業もその方向性を踏まえながら進められるものと理解しているところでございます。

今後も引き続き、教育委員会と改革の方向性を共有しながら協議・調整を重ねてまいりたいと考えております。

◎質 問 ④

- ・地域の寺子屋にとどまらず、杉並区の和田中における夜スペシャルに該当するような施策を講じることへの社会的ニーズは高いものと思われませんが、市長の見解を伺います。

◎答 弁（市長）

杉並区立和田中学校の「特別補習事業・夜スペシャル」は、「学校の教育活動との相乗効果を生み出し、もっと学びたいと願う生徒の学力を伸ばすこと」を目的とした補習事業と伺っております。

私といたしましては、発展的な学習を望む子どもを含めたすべての子どもたちの学力向上を図っていくことは大切であると認識しております。子どもたち一人ひとりの能力に応じた、きめ細やかな学習の場が設定され、子どもたちが自分の能力を発揮し、伸ばしていけるような教育が推進されることを願っております。

発展的な学習を望む子どもたちの学力を伸ばしていくための施策については、今後、研究してまいりたいと考えております。

◎質問 ⑤

- ・市長の教育改革の方向性について教育委員の理解が進んでいるのであれば、従来言われてこなかった課題についても、次期教育プランには反映されていくと考えてよいのか、市長の見解を伺います。

◎答 弁 (市長)

すべての子どもたちが一人ひとりの能力に応じた学習の機会を得られることは大切と考えており、この点について、教育委員会と方向性を共有できていると認識しております。発展的な学習を望む子どもたちの学力を伸ばしていくための施策については、教育委員会と引き続き研究してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 吉岡議員 (6月23日) ■

◆ コミュニティスクールの推進について

◎質問 ①

- ・コミュニティスクールについて、8校の指定から増やすよう要望をかさねてまいりましたが、現状の取組について伺います。

◎答 弁

平成18年に学校運営協議会設置校として、小学校4校をコミュニティスクールに指定し、その後、平成20年に小学校2校、中学校2校を加えて、8校をコミュニティスクールに指定しているところでございますが、本市におきましては、中学校区地域教育会議などで、学校と家庭、地域とが一体となって地域の子どもの健全育成に向けた話し合いなどが十分に進められているところでございまして、その後、学校や地域からのコミュニティスクール指定の意向は特に示されておらず、現在に至っているところでございます。

◎質問 ②

- ・学校運営協議会の状況と主だった提案・取組を伺います。

◎答 弁

各コミュニティスクールにおきましては、平成25年度中に、それぞれ3回から11回程度、学校運営協議会を開催しております。

主な内容といたしましては、それぞれの委員の立場から、学校経営方針や学校施設の状況に対する意見交換、学校内外での児童生徒の状況に関する情報交換、学校の様々な教育活動に対する

協力体制についての話し合いなどをしていただいているところでございます。また、委員による授業参観や、コミュニティ推進にかかる事業や予算等についての話し合いもなされております。

こうした話し合いに基づいて、たとえば植栽や清掃など地域の環境整備にかかる活動、読み聞かせやかけ算九九などをはじめとする学習支援、地域の企業や人材を活かした体験活動、登下校時や地域行事などの際の見守り活動など、運営協議会委員をはじめ教職員、保護者、地域の方々が一体となった取組がなされているところでございます。

◎質問 ③

・他校への情報発信を進めているとのことでしたが、各校の反応について伺います。

◎答 弁

各コミュニティスクールでの取組は、毎年コミュニティ・スクール・フォーラムを開催して情報交換を行ったり、「コミュニティ・スクール・ガイド」としてリーフレットにまとめて全ての市立学校に配付するなど、他校への周知を図っているところでございます。

これを受け、各校ではコミュニティスクールの成果を自校の学校教育推進会議の充実・発展に活用するなどしているところでございます。

◎質問 ④

・学校運営協議会の取組と地域教育会議の情報交換を目的とした交流を持つべきですが取組を伺います。

◎答 弁

学校運営協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。他方、中学校区地域教育会議は、学校・家庭・地域社会の連携により、地域内の子育てや生涯学習のネットワークづくりと、教育への市民参加のシステムづくりを行い、地域の教育力の向上を目指すことを目的としております。両者がそれぞれの役割を踏まえ、互いの取組を理解し、おのこの活動に活かしていくことができるよう、交流の機会等について検討してまいりたいと存じます。

◎質問 ⑤

・学校運営協議会の取組と地域教育会議ともに地域への情報発信が重要ですが、現状の取組を伺います。

◎答 弁

はじめに、各学校の学校運営協議会では、定期的に「コミュニティスクールだより」などを作成・発行し、家庭・地域に配布しております。また、学校ホームページで取組を紹介しているところもでございます。

次に、地域教育会議におきましても、行政区、中学校区の地域教育会議ごとに広報紙を作成し、家庭や地域に配布しております。広報紙では、教育を語るつどい等の事業案内のほか、実施した事業の内容や参加者の声などを紹介し、事業に参加できなかった市民の皆様にも取組を知っていただくための工夫をしているところでございます。

この他、教育委員会におきましても、地域教育会議への理解を促進するため、ホームページに

よる広報や、活動報告書、ハンドブックの作成・配布などに取り組んでいるところでございます。

◎質問 ⑥

- ・地域教育会議の報告書によると、市民からの提案や取組が少ないように見受けられますが、どのように支援しているのか伺います。

◎答 弁

各地域教育会議におきましては、教育を語るつどい、子ども会議、その他様々な生涯学習活動、調査活動等に取り組んでおりますが、テーマの設定や具体的な内容につきましては、それぞれの地域性や課題等について協議をしていく中で決められております。

現在のところ、市民の皆様からの直接のご提案や、それに基づく取組の例はございませんが、地域教育会議は、住民委員、PTA、学校教職員、子ども会、町内会、青少年指導員、民生委員など地域の方々を中心として構成されており、主体的に活動しているところでございます。

しかしながら、多くの地域教育会議では、組織から選出されている委員が多く、市民公募の住民委員がなかなか増えないといった課題があることも認識しております。

教育委員会といたしましても、地域教育会議の理念や活動内容を広く地域の方に知っていただき、より多くの方に関心を持って参加いただけるよう、ホームページの充実や各地域教育会議への支援に力を入れてまいりたいと考えております。

◎質問 ⑦

- ・市長の主張する寺子屋事業との整合性について、市長、教育長に見解を伺います。

◎答 弁（市長）

地域教育会議は、これまで、住民自らが自分たちの地域の教育を考え、教育力向上に向けて取り組む組織として、子ども支援や学校支援、生涯学習の推進、地域のコミュニティづくりなどの実践を重ねられてきたと承知しております。

私は、地域の寺子屋事業においても、地域の教育力向上に関わってこられた市民の皆様の自主的な取組や成果を活かしていただきたいと考えております。

教育という視点から地域課題を発見し、解決のための実践をするという理念を大切に活動されてきた地域教育会議におきましても、その成果を地域の寺子屋事業に発揮されることを願っております。

◎答 弁

地域の寺子屋事業につきましては、今年度は市内7カ所でモデル事業をスタートさせてまいります。そのうちの1カ所は中学校区地域教育会議が受託団体となっております。

また、地域の寺子屋事業運営推進会議におきましても、各区の地域教育会議に委員としてご参画いただき、寺子屋事業のあり方や運営について、ご意見等をいただいているところでございます。

地域の寺子屋事業におきましては、シニア世代を始めとする様々な知識や経験をお持ちの地域の方や、企業や大学など川崎ならではの多様な組織の皆様、子どもたちの学習や体験活動をご支援いただきたいと考えております。

今後、地域教育会議が持つこれまでの実績やネットワークを活かして、様々な形で事業に関わっていただきながら、地域教育会議の活性化と、地域の寺子屋事業の充実を図ってまいりたいと

考えております。

■ 一般質問 共産党 斉藤議員（6月23日） ■

◆ 市指定文化財について

◎質問 ①

- ・川崎市指定文化財の多くは、所有者が日常の管理を行っていますが、市指定文化財の保存修理の意義について伺います。

◎答 弁

本市では、「川崎市文化財保護条例」に基づき、特に保存及び活用の必要のある文化財を、市指定文化財として指定しております。

市指定文化財は、所有者や伝承者、地域等により大切に守り伝えられておりますが、長い時間の経過等により劣化や破損が生じることがございます。このような場合、今後も長く良好な状態で保存できるように保存修理を行うことが重要であると考えております。

保存修理は、専門家による調査を実施したうえで、所有者と修理方針、方法について協議のうえ適切に行うものでございます。

保存修理を実施し、その成果を広く周知することにより、市民が身近な文化財に対する愛着を深めるとともに、所有者等にも文化財の価値を再認識いただけるという点で意義があるものと考えております。

◎質問 ②

- ・市指定文化財の建造物は規模が大きく、所有者による日常管理の負担も大きいと思います。保存修理を行う場合、教育委員会としてどのような対応を行うのか伺います。

◎答 弁

市指定文化財建造物には寺院・神社建築等があり、いずれも地域の信仰の場として、また、所有者の生活の場としても、長年にわたり大切に守られており、その多くが現在も使用されております。創建当時から生活様式等が大きく変わる中、文化財保護への御理解により、取り壊すことなく保存管理していただいているものでございます。

市指定文化財建造物は、耐震補強、建物の傾きや歪みの補正、雨漏りの修理など、100年に1度といった長い周期で大規模な保存修理が必要となり、所有者の負担も大きくなることが予想されます。

教育委員会といたしましては、保存修理を行う場合、市指定文化財建造物の指定文化財としての価値と保存修理の必要性を踏まえ、所有者、施工業者、文化財専門家等、関係者との情報共有・連携を図りながら適切な保存修理を行うとともに、予算の範囲内で補助金を交付する等、支援に努めてまいりたいと考えております。

◎質問 ③

- ・市指定文化財の保存修理を行った場合、保存修理の成果を広く市民に公開すべきと考えます。広報誌なども活用すべきですが、伺います。

◎答 弁

教育委員会では平成25年度に「川崎市文化財保護活用計画」を策定しており、文化財を生かした魅力的なまちづくりを推進しているところでございます。

この計画の趣旨に基づき、指定文化財の保存修理の実施にあたりましては、所有者の御協力をいただきながら、普段は見ることのできない保存修理中の状況、保存修理終了後の成果を広く市民に公開する現地見学会等を開催してまいりたいと考えております。

現地見学会等の普及啓発事業の開催につきましては、ホームページ、市政だより等を活用した広報活動を行うとともに、教育委員会が刊行している「文化財調査集録」に保存修理報告を掲載するなど、文化財の保護及び保存修理の意義について広く市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 無所属 為谷議員（6月23日） ■

◆ 多摩川スピードウェイ跡地について

◎質 問

- ・多摩川スピードウェイは日本で最初に作られた常設サーキットであり、文化財としての意義があると考えますが、そうした面で活用や保存、文化財の指定などの方向性は検討できるのか、また、現在も残るグランドスタンド跡は多摩川の堤防としての機能もあるが、老朽化による取り壊しといった問題はないのか、教育長に伺います。

◎答 弁

多摩川スピードウェイは、東急東横線の丸子橋鉄橋の上流、川崎側の多摩川河川敷に日本初のサーキット場として昭和11年6月に開業しております。

現在、多摩川スピードウェイのトラックは野球場となり、堤防土手にコンクリート造の階段状のスタンド跡が残っております。

このような状況であること、また、国土交通省が治水目的で管理を行っていることなどから、文化財指定につきましては、現状では難しいものと考えております。

しかしながら、教育委員会では、市内にある文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進を目的として、平成25年度に「川崎市文化財保護活用計画」を策定しております。

今後、この計画を推進していく中で、多摩川スピードウェイ跡地につきましても、川崎の歴史や文化を物語る地域資源として、市民への周知、関係機関と連携した活用のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、堤防土手に残るスタンド跡についてでございますが、国土交通省によりますと、現在も護岸としての役割を果たしており、河川管理上の支障はないため、当面は取り壊し等の予定はないと伺っております。

◆ 地方自治の理解促進の取組について

◎質問 ①

- ・1994年に「こども議会」がおこなわれているが定着せず今に至っている。本市で「こども議会」を継続しなかった理由、地方自治の理解促進という意味で再び行う可能性は考えられないのか、教育長に伺います。

◎答 弁

市政70周年記念事業の一環として平成6年に実施された「川崎子ども議会」は、身近で暮らしやすいまちづくりを子どもが考える場、子どもの意見を市政に反映する場、子どもたちが市政や議会を身近に考える場とすることを主な目的に開催されたものでございます。

この「川崎子ども議会」を契機に、市政への子どもたちの意見表明の場として、地域教育会議が主催している中学校区・行政区子ども会議が開催され、現在に至っております。また、川崎市子どもの権利に関する条例により設置された「川崎市子ども会議」における「子ども集会」、「市長への報告会」も「子ども議会」の趣旨である子どもの意見等を市政に反映させる場として継続しているところでございます。

「川崎子ども議会」の再度の開催につきましては、これまでの子ども会議の経験を生かした意見発表の場として、子どもたちが自ら企画運営を行っていくことが最も重要なことと考えておりますので、子どもたちとともに考えてまいりたいと思います。

◎質問 ②

- ・市長も良くご存知のとおり、神奈川県立高校で実施している模擬投票のようなシチズンシップ教育を川崎市においても児童生徒に向けて、また市立高校においても行うべきと考えますが、実施の可能性について見解を伺います。

◎答 弁（市長）

子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、将来にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける主権者教育は重要であると認識しております。

本市の将来の担い手となる子どもたちに主権者としての意識を育み、市政への関心を高められる発達段階に応じた教育が、教育委員会におきまして推進され、子どもたちが川崎市民としての自覚と誇りを持てるような人材育成がなされることを期待しております。

■ 一般質問 公明党 沼沢議員（6月24日） ■

◆ 学力テストの結果活用と目標値の設定について

◎質問 ①

- ・文部科学省からの結果公表は県単位にとどまっており、市からの調査結果の活用は、各自治体や教育委員会に委ねられておりますが、昨年度の結果を受け取った教育委員会および学校長は、具体的にどのような活用を行ったのか事例があれば、それぞれお示しください。
- ・調査結果の活用においては、教科の重点指導や教員の配置検討だけではなく、家庭指導を率先

して行う体制作りなどにも配慮した取組が必要と思いますが、教育長に見解と取組を伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、合同校長会議において、全国学力・学習状況調査の調査結果の活用方法について提示し、各学校が教育指導の改善のために調査結果を有効に活用していく取組の推進を図っております。また、各学校の担当者を対象に、文部科学省の学力調査官を招き、「全国学力・学習状況調査に関わる授業改善のための説明会」を開催し、各学校が調査結果を活用した授業改善を図るよう、支援しております。

各学校におきましては、教育委員会の取組を生かし、児童生徒の学力や学習状況についての課題を把握し、教育指導の改善を図るとともに、学校評価において、その成果を検証し、次年度の教育課程の編成等に生かしているところでございます。

次に、家庭との連携についての御質問でございますが、児童生徒の確かな学力の育成や学習習慣の形成など、学力向上に向けて、学校と保護者・地域が連携して取り組むことは、重要であると考えております。

そのためには、児童生徒の学力・学習の実態を把握し、それぞれが課題を共有することが大切であると考えております。

各学校が、全国学力・学習状況調査の調査結果と学力向上に向けた数値目標を保護者・地域に示すことは、学力向上に向けた取組を学校と保護者・地域が一体となって推進することにつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、各学校が適切な数値目標を設定し、保護者・地域と連携して児童生徒の学力向上に向けて取り組んでいけるよう支援してまいります。

◎質 問 ②

- ・市内の学力差について市長はどのように考えているのか伺います。
- ・今後の調査結果の活用について、区別の公表等を含めて、教員の加配やベテラン教諭の重点配置等を行うべきですが見解と取組を伺います。

◎答 弁 (市長)

調査報告には、学力が子どもの家庭での学習状況や地域への関わりに関連していることが示されておりますが、私は、地域に関わらず、市内すべての子ども一人ひとりが、学ぶべき時期に学ぶべき基礎をしっかりと理解し、学力を定着させることが大切であると考えております。

そのためにも調査結果を有効に活用し、一人ひとりの子どもたちに分かる喜びや実感が持てるような「わかる授業」など、学力向上を目指した取組を進めてまいります。

◆ 給食費の公会計化について

◎質 問 ①

- ・給食費の徴収を公会計に移行する事で、公金化し透明性の確保を図り、さらには未納対策にも有効であると考えます。私会計のために監査が行われず、私的流用事件が多発しております。教員の負担軽減を図り、業務に集中していただくためにも導入すべきです。教育長に取組を伺います。

◎答 弁

現在、小学校における給食費の会計処理につきましては、給食費の収支を会計簿に記載し、未納者がいた場合、連絡等の対応経過、督促や入金経過について記録して、関係職員や管理職が情報共有し、組織的に対応することで、事故防止に努めております。

未納対策につきましても、給食主任や栄養教諭・学校栄養職員、給食会計担当者が相互に連携し対応を行っており、校内体制を整備して、未納状況の全体把握や問題解決にあっております。また、教育委員会と給食会も連携して対応しているところでございます。

給食費を公会計とすることについてでございますが、公会計化に伴う学校現場の業務内容等につきましては、実施している自治体の手法等によって異なるものと思われるので、引き続き国の動向や他都市の状況を注視しながら、情報収集に努めるなど研究してまいります。

また、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保につきましては、重要な課題であると認識しておりますので、引き続き業務の効率化を図ってまいります。

◎質 問 ②

- ・今後、中学校給食が導入されるにあたって、中学校の教職員組合との調整や中学校における徴収方法について、市長にお尋ねします。

◎答 弁 (市長)

中学校給食における学校給食費につきましては、これまでも牛乳代相当額として、各学校において徴収しております。

中学校完全給食が実施されますと、それに食材費相当額が加算されることとなりますので、より効率的な業務執行の方法等につきましては、実施までの間に、教育委員会において、学校給食会とも協議しながら、検討してまいります。

◆ 今夏のプール開放について

◎質 問 ①

- ・昨年度の実施校は希望校73校のうち抽選で34校が選ばれ予算額1,655万円、今年度は希望64校に対して34ヶ所37校で予算2,007万円となっております。希望校に対して要望を充たせなかった理由を伺います。
- ・人件費の高騰は見込まれた上での入札を行ったとの認識でよろしいのか伺います。
- ・今後も学校数を30校程度としていくのか、拡大すべきですが見解を伺います。
- ・昨年の答弁から引用すると、利用者や申込者が多い順に選定すべきですが見解を伺います。

◎答 弁

本市のプール開放事業は、各学校の施設開放運営委員会に運営をお願いし、監視業務を専門の業者へ委託する形態で実施しております。平成24年度の警察庁の通知に基づき、昨年度より警備業法の認定を受けている業者へ委託をしていることから、警備員の人件費や研修に要する経費が増し、一昨年度までと比べて実施できる校数が限られてきているところでございます。

この事態に対して一部の自治体では、プール開放業務を、プールの所有者の職員が自ら行う方式、PTAやNPOにより無償で行う方式、指定管理者が行う方式など、警察庁通知の警備業務にあたらぬ、とされる方式へ転換をしている自治体もございます。

本市におきましても、他都市の方式等を研究してまいりましたが、平成17年度に現在の監視業務を民間業者に委託する方式に移行した経緯や、警察庁通知の趣旨に鑑み、今年度は昨年度と同様な方式と規模で実施することとしたものでございます。

なお、入札金額に関しましては、昨年度並みの予算を想定しておりましたが、昨年度の実施状況を受けて、さらに人件費が高騰している状況でございます。

次に、プール開放事業の今後についてでございますが、本事業は、学校施設の有効活用と、盛夏の時期に子どもたちが水に親しむ機会を提供する、という目的のために実施をしてきたものでございますが、必要な経費の増大により、希望する学校の半分しか実施できないという状況は、望ましいものではないと考えております。

したがって、現在の方式を継続していくのではなく、より子どもたちや保護者のニーズに即した事業形態への発展的移行も含め、今後も他の自治体の取組も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、プール開放校の選定についてでございますが、今年度のプール開放校につきましては、市内の子どもたちに公平に機会を提供することとし、また少しでも多くの学校で実施することを考慮し、2校で合同実施していただける学校や、昨年度、実施できなかった学校を優先し、その他は抽選により決定したところでございます。

◎質問 ②

- ・子どもたちのためにという一点を外すべきではないと思います。今後の取り組みについて市長の見解を伺います。

◎答 弁 (市長)

学校プール開放事業につきましては、学校施設の有効活用と子ども達の夏季休業中の楽しみをねらいとして、昭和47年から続いてきた事業であり、夏休みの時期に子どもたちが水に親しむ機会を提供する効果があると考えております。

一方で、監視業務にかかる費用の増大とそれに伴う費用対効果のバランスに留意していく必要もございまして、今後の予算配分につきましては、教育委員会における検討結果を踏まえて考えてまいりたいと存じます。

■ 一般質問 民主党 岩隈議員 (6月24日) ■

◆ 英語教育について

◎質問 ①

- ・今年のALT配置は、新設される川崎高等学校附属中学校への1名のみとなっており、既存校は実質ゼロ配置となっている。なぜ実質ゼロ配置となったのか、昨年度の予算要求段階からの経過と来年度に向けての方向性を伺います。

◎答 弁

平成26年度の予算要求につきましては、市立川崎高等学校附属中学校に配置する1名の増員といたしました。

A L Tの配置につきましては、これまで、拡充に努めてまいりましたが、本年度につきましては、A L Tの配置の在り方等を検証するため、教員および生徒を対象にA L Tとの授業回数が増減による英語学習への効果等について、年度半ばにアンケート調査をしてみたいと考えております。

平成27年度以降につきましては、検証結果を踏まえながら、英語教育の充実のために、A L Tのより有効な活用と配置につきまして、充実をめざしてまいりたいと存じます。

◎質問 ②

- ・ A L T委託業者の株式会社インタラック横浜支店は3月30日付の報道によると人事コンサルティング会社に買収されているが、教育委員会はこの事実を把握していたのか伺います。
- ・ 買収直後に企業のコンプライアンスとして、先方よりきちんとした報告はあったのか伺います。
- ・ 今後、教育委員会はどのように契約業者へのモニタリング等を行っていくのか伺います。

◎答 弁

A L T委託事業者、株式会社インタラックの株主の変更につきましては、民間株式会社の取引において進められたもので、教育委員会が情報を把握いたしましたのは報道発表後でございます。

委託事業者から教育委員会への変更報告については、インタラック本社から「弊社株主変更のお知らせ」の文書をもって行われております。

本市から改めて、内容について説明を求めたところ、企業間で譲渡契約が締結されたこと、及び、このたびの株主変更によって現在締結している契約への影響は一切ないことなどの説明を受けたところでございます。

今後も引き続き、着実な契約履行の確保に向け、委託事業者との情報交換を確実に行ってまいりたいと考えております。

◎質問 ③

- ・ 国は昨年12月に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を策定し、今年度より体制整備を強力で推進するとしている。国の取組をどのように具現化していくのか、伺います。
- ・ 文部科学省は英語に関する校内研修を一定程度行うように学校現場に求めてきたが、本市小学校における、英語校内研修の実施体制についても伺います。

◎答 弁

小学校におきましては、外国語活動中核教員研修を実施し、各学校において、中核教員が、年間1回1時間以上の校内研修を実施することを義務づけております。その実施状況でございますが、多くの学校では、研修への参加率は、90%以上でございますが、年間1回程度の実施にとどまっております。

本市におきましては、今年度から、国が新たに始める研修等を活用して、小学校につきましては、教員に新たな英語教育の指導方法に対する不安を取り除き、十分な理解が図られるよう、既存の外国語活動中核教員研修を小学校英語教育中核教員研修として置き換える形で取り組み、各学校での研修時間の増加等を含め、研修の内容の改善を促しているところでございます。

中学校につきましても、今年度は、例年実施しております外国語教育担当者会の回数を増やす形に対応する予定でございます。

国が実施する研修は、新たな英語教育の在り方を実現していくために、プリティッシュ・カウ

ンシル等の外部専門機関と連携して、英語教育推進リーダーの育成を目指すものでございます。本市からも中学校からの参加者2名が、筑波市にある独立行政法人教員研修センターにて1回目の研修を6月13日に終えたところでございまして、来月初旬には、小学校からも2名が参加する予定でございます。

新たに始まる研修を生かしながら、本市の英語教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

◎質問 ④

- ・中学校の教員について、今回の国の方針では、外部検定試験等を活用し、教員の英語力の達成状況を定期的に検証する事が盛り込まれているが、現状とこれからの取組について伺います。

◎答 弁

文部科学省が平成25年度に実施した英語教育実施状況調査におきましては、中学校英語科教員の英検準1級以上等の取得状況は、国全体の取得状況が3割未満であったのに対し、本市は36%となっております。

今後も新たに始める英語教育指導力向上研修を通して英語科教員の英語力強化を図り、国が平成29年度までに目指している達成目標値50%を本市でも目標値とし、その達成状況を把握するため、外部試験受験を促進してまいりたいと考えております。また、現在、国は、小・中・高等学校の英語教育に関わる教員を対象として、各種外部試験の特別受験制度を実施し、助成を行っておりますので、本市でも活用してまいります。

また、本市では今年度より教員採用試験におきまして、選考区分に英語資格所有者特別選考を新たに設け、TOEIC 730点以上、TOEFL-iBT 80点以上、英検準1級以上のいずれかを条件とする選考を実施し、より英語力の高い人材の確保に努めているところでございます。

■ 一般質問 自民党 尾作議員（6月24日） ■

◆ 学校用地内調整池について

◎質問 ①

- ・学校用地内にも調整池が設けられておりますが、メンテナンスについて予算を含め伺います。

◎答 弁

敷地内に降った雨水を、一時校庭に溜める校庭貯留方式における施設の維持管理につきましても、一般の排水設備と同様、学校施設の一部でございますので、各学校においては、日常の施設管理の一環として、側溝などの構造物の異常の有無や土砂などの堆積状況について確認の上、適宜、清掃を行うこととしております。

なお、集水マスや法面部の側溝など、清掃に危険が伴う場合や、想定を超える豪雨などが原因となって、急激に土砂や落ち葉が堆積するなど、学校での対応が困難となった場合には、学校からの申請に基づき、専門の業者を派遣して清掃作業を実施しており、本年度予算額といたしまして、約650万円を計上しております。

◎質問 ②

- ・先日の大雨によりグラウンドに水が溢れ、わくわくプラザが冠水する事案が発生しました。設置場所について、関係局とどのような協議をしたのか伺います。
- ・このわくわくプラザの隣地に防災倉庫を設ける予定であると伺っています。大雨による浸水被害も予測されますが、防災倉庫の設置場所についての考えを伺います。

◎答 弁

児童数の増加によって教室不足が生じることなどの理由から、学校敷地内に「わくわくプラザ」専用施設の設置を検討する際には、所管局との協議により、日常の教育活動への影響のほか、施設の設置目的を踏まえ、利用者の動線と校門の位置関係など、施設上の諸条件を勘案の上、設置場所が決定されているところでございます。

また、岡上小学校など、「雨水流出抑制施設」を設置している学校につきましては、さらに雨水貯留の状況についても、協議がなされたところでございます。

次に、独立型防災備蓄倉庫の市立学校への設置につきましては、現在、平成24年度から3年間の予定で進められており、基本的に同様の協議を行っております。

ただし、学校によっては、建物配置の現状から、おのずと設置場所が特定される場合もございますので、各施設が調整池と重なる際には、所管局による対応が確実に図られるよう、引き続き、情報の共有に努めてまいります。

現在、「雨水流出抑制施設」は、市立学校70校に設置されており、教育委員会といたしましては、近年の局所的な集中豪雨の増加を踏まえ、近隣の浸水被害への対策と学校本来の活動が共に保たれるよう、施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

■ 一般質問 自民党 松原議員（6月24日） ■

◆ 道徳教育について

◎質問

- ・文部科学省が道徳教材として「私たちの道徳」を作成し、全国の小中学校へ直送されておりますが、生徒一人ひとりに配付し家へ持ち帰らせているのか、現状を伺います。

◎答 弁

「私たちの道徳」は、日常生活や学校の教育活動における様々な体験を、道徳教育の視点からとらえ直して、児童生徒の内面に根ざした道徳性を育てていく上で有効に活用することができる道徳教育用教材であると考えております。

学校によりましては、道徳の時間以外の活用なども考え、必要なときにすぐに使用できるようにするために、教室に置かせている状況もでございます。

しかしながら、「私たちの道徳」には家庭や地域で話し合ったことを書き込んだり、家族が書き込んだりする欄も設けられておりますので、児童生徒が家庭に持ち帰り、学校と家庭との連携を強化することは、大切であると考えております。

今後、各学校に対しましては、改めて「私たちの道徳」の適切な取り扱い方について徹底してまいります。

◆ 教科書採択について

◎質問 ①

- ・同一の教科書会社の教科書が、長期にわたり継続的に採択されている期間について伺います。

◎答 弁

小学校使用の教科書については、国語は昭和46年度から現在まで44年間、光村図書出版、社会は昭和43年度から現在まで47年間、教育出版、算数は昭和40年度から現在まで50年間、教育出版、理科は昭和49年度から現在まで41年間、新興出版社啓林館の教科書を採択したことを確認できるところでございます。

◎質問 ②

- ・同一出版社の教科書を採択したことについては、子どもの実態にあった教科書を選定しているということになのか、市長及び教育長に伺います。

◎答 弁（市長）

教科書採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会にございますので、教育委員会が児童生徒にとって最も適したものを採択しているものと捉えております。

◎答 弁

教科書採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、通常4年に1度、採択替えを実施しており、児童生徒にとって最も適した教科書を採択しているところでございます。

教育委員会では、教科用図書選定審議会の調査研究報告等を参考にする一方、教育委員会の責任と権限において、独自の視点から調査研究を行っておりまして、結果的に同一発行者の教科書が採択されたところでございます。

◎質問 ③

- ・小学校2年生の国語の教科書に「スーホの白い馬」という物語が掲載されています。作者に「おおつか ゆうぞう」とありますが、出展はモンゴル民話であって、大塚 勇三氏のオリジナル作品ではありません、見解を伺います。
- ・主人公の名は「スーホ」です。モンゴルには文法上「スーホ」や「スーホー」という名前は存在しません。見解を伺います。

◎答 弁

作者については、昭和46年度は「モンゴルのみん話」、昭和49年度からは「モンゴルのみん話、おおつか ゆうぞう訳」となり、昭和52年度から「おおつか ゆうぞう」と記載されております。昭和49年度からの変更におきましては、以前は原作者のみが記載されておりましたが、出版社の方針により、訳者についても示すようになったと伺っているところでございます。また、昭和52年度からの変更におきましては、最初の原典が絶版となり、大幅に加筆し直した、新しい原典に変更されたことに伴うものと伺っているところでございます。

次に、主人公の名前につきましては、モンゴルの民話を基に、翻訳者がスーホと名づけたものではないかと捉えております。

◎質問 ④

- ・新しい学習指導要領が定められてから検定された教科書では、領土や歴史について、政府の主張している立場が記述されるようになりました。自国の主張を教科書に反映するのであれば、なおさら外国の文化や習慣に関わる内容を掲載する際には、十分検証し尊重すべきと思いますが見解を伺います。

◎答 弁

平成26年1月に、中学校学習指導要領解説及び高等学校学習指導要領解説の一部改訂が行われ、領土や歴史につきましては、その位置や範囲、国際法上正当な根拠に基づき画定した経緯に触れることが示されたところでございます。

社会科、地理歴史科、公民科の教科書につきましては、学習指導要領に示された目標を踏まえて、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うことなどが、ねらいとされております。

国際社会に主体的に生きるためにも、我が国の歴史や文化などの理解の上に、他国、他地域との協調関係を築いていく態度の育成は、重要であると考えております。

◎質問 ⑤

- ・自民党は「教育再生実行本部中間取りまとめ」において「地域によっては長年にわたり特定の教科書発行者の教科書が採択され続けている現状に対し検討を加える」と決議がなされました。市長及び教育長の見解を伺います。

◎答 弁（市長）

教科書採択につきましては、教育委員会が関係法令に基づき、適切に実施しており、結果的に同一の教科書が採択されているものと捉えております。

◎答 弁

本市の採択におきましては、各教育委員が調査研究報告等を参考にして、長期間にわたって、各教科書の内容を確認・研究するとともに、採択の審議におきましては長時間における慎重な協議を経るなどして、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に取り組み、児童生徒にとって最も適した教科書を採択しているところでございまして、その結果といたしまして同一の教科書を採択しているところでございます。

今後も、教育委員会におきましては、責任と権限において、児童生徒にとって最も適した教科書を採択してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 河野議員（6月24日） ■

◆ 夜間学級について

◎質問①

- ・西中原中学校に昭和57年に夜間学級が開級して以来32年間、毎年新入生を向かえ運営をしてきています。現状を伺います。

◎答 弁

昭和57年に開設以来、ほぼ毎年卒業生を送り出し、現在までに178名の卒業生を輩出しているところでございます。本年度につきましても、2名の新入生を迎え、22名が在籍しており、一人一人に配慮した年間指導計画により、中学校での学習内容を習得できるようにするとともに、在籍する仲間との交流を通して有意義な学校生活を送れるよう努めているところでございます。

◎質 問②

- ・把握している義務教育未修了者の数とその方々への対応について伺います。
- ・戦時中の家庭事情で教育を受けることができなかった方々への広報についても伺います。

◎答 弁

はじめに、義務教育未修了者についてでございますが、平成25年度末に、義務教育を修了せず、本人・保護者の意向により原級留置し、今年度も引き続き、市立中学校に在籍している生徒は2名おります。

2名の在籍校におきましては、現在一人一人のニーズにあった、きめ細やかな指導をしているところでございます。

次に、様々な事情により義務教育を修了していない方々を対象とした、夜間学級への入級に関する広報につきましては、市政だよりをはじめ、公共施設等におけるポスターの掲示、教育委員会及び西中原中学校のホームページなどにより周知を図るとともに、西中原中学校の屋上に横断幕を用いて、周囲に広くお知らせしております。今後も、義務教育を修了していない高齢者等の方々が、夜間学級で学ぶ機会が得られるよう、ポスターの掲示場所を増やす等の広報に努めてまいりたいと考えております。

◎質 問③

- ・先日、視察させていただき「日本語サポート」がもう少し必要かと感じられました。ボランティア等の活用など対応が求められますが、今後の対応を伺います。

◎答 弁

現在、日本語サポートのための日本語指導等協力者を3名配置し、学習支援をしております。今後も、必要に応じて適切に支援できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

■ 一般質問 民主党 織田議員（6月25日） ■

◆ 水泳指導とプール未設置校の対応について

◎質 問 ①

- ・宮前区では、ある民間スイミングスクールが地域貢献事業として、区内の小学生を対象に「無料水泳教室」を昨年に引き続き、本年も開催すると仄聞します。この民間スイミングスクールが地域貢献事業を行うに至った背景をどのように分析理解しているのか伺います。

◎答 弁

宮前区で実施されている民間のスイミングスクールによる「無料水泳教室」につきましては、

昨年度は宮前区内の一部の小学校を対象に、独自に実施されていたものでございます。

今年度は当該スイミングスクールからの申し出により、宮前区地域教育会議における中学校区議長会において、宮前区全域の小学生を対象に事業を実施することが話し合わせ、その結果、宮前区地域教育会議の事業の一環として実施されていると伺っております。

大変多くの参加申し込みがあるとも伺っておりまして、民間企業による地域貢献として、また、地域の教育課題の解決に向けて行動する地域教育会議の活動として、意義があるものであると考えております。

◎質問 ②

- ・本市の中学校において、プール施設が未整備の学校はいくつあるのか、また、開校時にどのような理由で整備されなかったのか、さらに、未整備校における具体的な水泳指導はどのようにおこなっているのか伺います。

◎答 弁

中学校52校のうち、プール未設置の学校は6校ございます。

未設置の理由につきましては、敷地条件等を踏まえてプールの設置が困難な状況があったことによるものと考えております。

次に、プール未設置校のうち1校につきましては、隣接の学校施設を借りて授業を行っているところでございますが、他の5校につきましては、生徒が実際にプールを使っての学習は行われておりません。

◎質問 ③

- ・現行の学校施設長期保全計画では、未設置校のプール整備の記述はないが、プール整備は行わないのか、策定中の教育プランなどで見直すことはできないのか、具体的な水泳指導はできないのか、併せて伺います。

◎答 弁

これまでプールの新設につきましては、校舎の改築にあわせてプールを屋上に設置するなど、敷地の有効利用等を踏まえて対応してまいりました。

プール未設置の中学校6校につきましては、敷地条件等によりプールの新設がすぐには困難な状況ではございますが、水泳指導につきましては、今後、近隣の施設を使っての学習について、学校と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

◎質問 ④

- ・本市も夏季休業中に各小学校における水泳指導を再開する事を検討すべきと考えます。できるところからでも再開する事はできないのか、伺います。

◎答 弁

今後、教員が主体となった水泳指導につきましては、児童の泳力の到達度や保護者の要望とともに、児童の夏休みの生活や学習の状況全般についても配慮しながら、指導体制や安全面の確保、日程の調整、保護者の協力などの課題もございますが、実施できるところから、その可能性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆ 市民館の講座の充実について

◎質問

- ・講座を豊かに開こうとしても、市民館の会議室はいっぱいのため、開催したくても場所がなくできないというのが実態ではないでしょうか。分館のない多摩区の生田地域で言えば、生田出張所の会議室を使うことができるのではないのでしょうか。市民館主催の地域に要求のある講座を、出張所の会議室のようなところで開催する事についての課題について伺います。

◎答弁

教育文化会館・市民館・分館では、各区、各地域の生涯学習の拠点として、市民の主体的な学習活動や地域活動を支援する各種の社会教育振興事業を実施しております。

これまでも市民館等では、その事業の目的や対象とする受講者を考慮し、地域での開催が望ましいと判断した場合、出張所において親子を対象とした事業を実施したり、地域の町内会館において高齢者向けの事業を実施するなど、地域における学習の場と機会を提供してまいりました。

市民館等以外の施設での出張講座の開催につきましては、会場確保等の課題もございますが、今後も、その地域における学習ニーズや、望ましい事業内容、交通の利便性や受講生の参加見込み等を十分に考慮した上で、検討してまいりたいと考えております。

◆ 学校施設開放有効活用事業について

◎質問①

- ・今年1月から体育館の利用が有料化となりましたが、この利用料の値上げについて、電気料金が上がっている中で、検討されているのかどうか伺います。

◎答弁

学校施設開放事業におきましては、本年1月から受益者負担制度を導入し、体育館をご利用の皆様にご負担いただいているところでございます。

使用料は、体育館の規模、設備等の平均電気単価等から算出した光熱水費に徴収経費を加算して設定しているものでございます。

現在のところ、導入から半年が経過したところでございますので、歳入状況の変化や徴収方法のあり方などを検証してまいりたいと考えておりますが、今後、光熱水費や他の算定根拠に著しい変動があった場合には、料金の見直しが必要となると考えております。

◎質問②

- ・PTA活動としてバレーボールの練習で施設を使うのは、あくまで学校教育の事業の中の一環であり、外部の人たちが生涯学習やレクリエーションで使っているのとは目的が違います。PTAの利用を有料の対象にするのはおかしいと思いますが、伺います。

◎答弁

PTAは、子どもの健全育成という点で学校と極めて密接な関係にあるものでございますが、組織的には任意に設立され、会員によって運営される独立した社会教育関係団体でございます。

総会などPTAがその目的のために主催する行事につきましては、学校施設の目的外使用の範囲として利用されているところでございますが、施設開放の利用団体として登録され、会員が自

主的、継続的に行っている活動につきましては、体育館の使用料をご負担いただいているところ
でございます。

■ 一般質問 公明党 後藤議員（6月25日） ■

◆ 資産マネジメントについて

◎質問

- ・有効活用の取組について、教育委員会の取組を具体的に伺います。

◎答弁

教育委員会では、平成26年3月に策定された「かわさき資産マネジメントカルテ 第2期取組期間の実施方針」に基づき、関係局と連携を図り、資産を有効に活用しながら歳入確保に努めているところでございます。

市立図書館におきましては、有効活用カタログに掲載されている事例のうち、図書館資料を借りられた方にお渡しをするレシート等に広告を掲載する「レシート広告事業」と、所蔵する新刊雑誌のカバーに広告を掲載する「雑誌カバー広告事業」につきまして実施に向けて、関係局と調整を進めているところでございます。

今後も有効活用カタログ等を活用しながら、新たな歳入確保に努めてまいりたいと存じます。